

第5次

下関市

市民活動促進基本計画

つながる手 広がる未来 夢かなう下関



令和8年(2026年)3月 下関市

目次

第1章 計画策定の背景と趣旨	
1 計画の背景	1
2 計画の趣旨	2
3 計画策定の位置付け	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象区域	4
6 用語の定義	5
7 計画の策定体制	8
第2章 前計画の振り返り	
《第4次市民活動促進基本計画》	10
1 スローガンと目標	10
2 基本方針と成果指標達成度	11
《第2次住民自治によるまちづくり推進計画》	14
1 基本施策の体系	14
2 取組の成果と課題	15
第3章 調査から見る現状と課題	
1 人口と世帯の状況	17
2 市民の現状と課題	18
3 市民活動団体の現状と課題	21
4 まちづくり協議会の現状と課題	25
5 行政の現状と課題	28
第4章 計画の基本方針と施策	
基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進	33
基本方針2 市民活動を発展させる環境づくり	36
基本方針3 中間支援機能の充実	39
基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進	42
第5章 計画の推進	
1 市の推進体制	44
2 進捗状況管理・評価・公表	45

第1章 計画策定の背景と趣旨

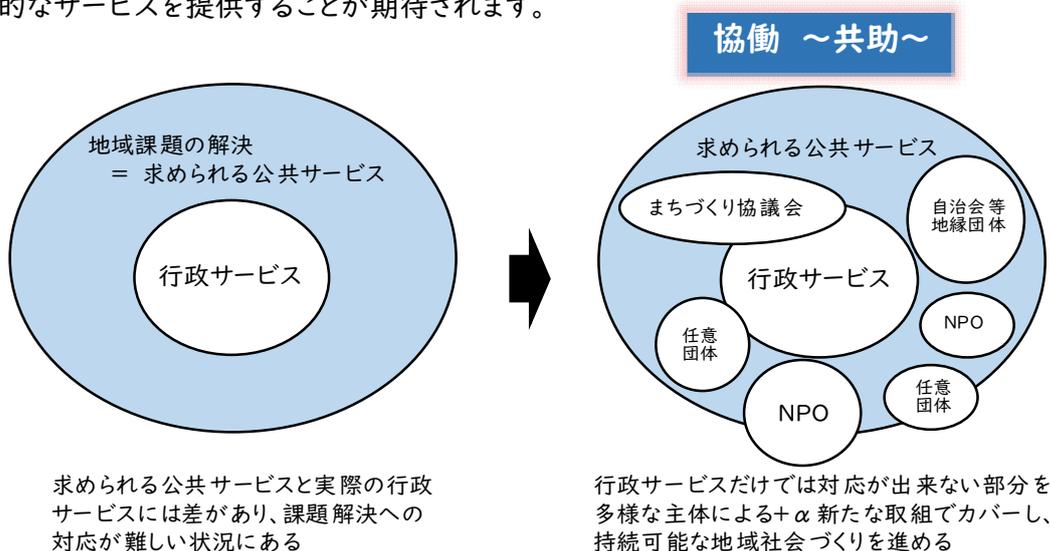
1 計画の背景

近年、我が国を含む多くの地域社会は急速な人口減少と少子高齢化に直面しており、本市においてもその影響が顕著となっています。年少人口の割合は世界的にも低く、高齢化の進行、労働人口の減少といった構造的な変化に加え、デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式や働き方の変化、地域経済やコミュニティ※1の課題など、多岐にわたる社会的背景を抱えています。また、頻発する自然災害や気候変動リスクへの備え、カーボンニュートラル社会の実現といった環境・エネルギー問題も地域で主体的に取り組むべき重要なテーマとなっています。

さらに、価値観やライフスタイルの多様化が進み、個人の生き方や働き方、地域との関わり方に対する市民一人ひとりの意識が多様化しています。こうした急速な社会変化の中で、少子高齢化に伴う地域活力の低下や人材不足、コミュニティの希薄化、孤立の増加等、これまで行政や地縁組織が担ってきた地域課題の解決だけでは対応が難しい状況となっています。

今後は、個人やNPO※2、自治会等の地縁団体、まちづくり協議会やその他任意団体等、多様な主体が持つ柔軟な発想力・機動力を発揮し、行政、市民、事業者等がともに連携・協働※3する「共助※4」の体制がますます求められるとともに、持続可能な地域社会づくりを進めるために、市民一人ひとりの自発性と創造性を活かすことが不可欠です。(図1参照)

行政と市民とが適正な分担と連携を行い、市政については市民の積極的な参画※5を促し、互いに理解し合い、市民活動が活発に行われることで、地域生活の課題解決に柔軟に対応した、より一層効果的なサービスを提供することが期待されます。



【図1 行政サービスと公共サービス】

※1 コミュニティ：人々が共同体意識をもって生活を営む一定の地域、及びそれらの人々の集団。
※2 NPO：民間非営利組織。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。
※3 協働：共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること。
※4 共助：自分だけでは解決や実行が困難なことについて、地域や身近にいる人たちがともに取り組むこと。
※5 参画：市民及び市民活動団体が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自立的に関わること並びに市民等がまちづくりのために協働すること。効果的な市民参画の実現手法として「説明会の開催」「アンケートの実施」「ワークショップの開催」「審議会の設置」「パブリックコメントの実施」が挙げられる。

2 計画の趣旨

本市では、平成17年に「下関市市民協働参画条例」を施行し、市民と行政が協力し合い、市民自らが主体的に参加するまちづくりを進めてきました。また、自治会や市民活動団体、NPOなど多様な市民活動を支える環境づくりに努め、平成18年の「下関市市民活動促進基本計画」策定以降も計画の見直しを重ね、市民協働によるまちづくりを推進してきました。

さらに、平成26年に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、市民と行政が一体となって、安心して暮らせる地域社会の実現を目指してきました。また、平成27年には「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」も策定され、まちづくり協議会の設立や活動支援により、人と人とのつながりを大切にした地域活動も広がってきています。

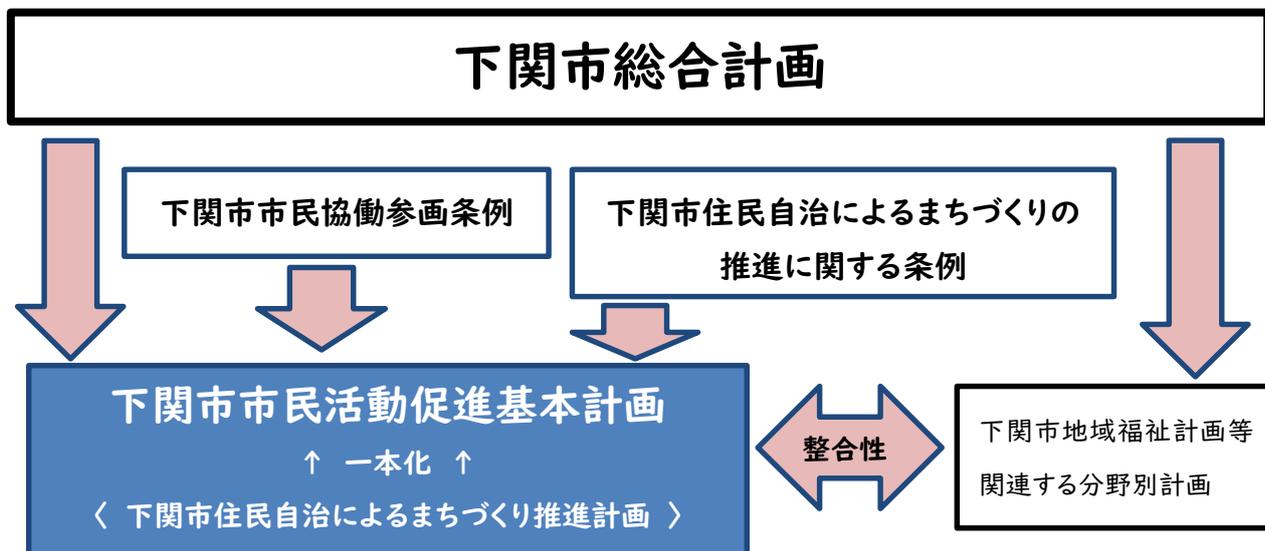
令和6年度に実施した市民意識調査等においても、多くの市民が自主的に地域活動へ参加し、まちの課題解決や住みやすい地域づくりに貢献していることが明らかになっています。一方で、地域社会を取り巻く状況は大きく変化し、新たな課題が生まれています。

こうした社会情勢や生活環境の変化、市民や市民活動団体を取り巻く新たなニーズに対応し、すべての市民が自分らしく安心して暮らせる地域づくりと、住民主体によるまちづくり活動の継続を図るため、この度「市民活動促進基本計画」と「住民自治によるまちづくり推進計画」を一本化し、新たに「第5次下関市市民活動促進基本計画」を策定します。

本計画では、市民一人ひとりや市民活動団体、行政が目的を一つにし、お互いの役割を認め合いながら協力して地域課題の解決に取り組み、多様な人材や新しい知恵を生かした持続可能なまちづくりを目指します。そして、条例やこれまでの基本計画の流れを大切に受け継ぎながら、市民が主役となる、活力ある下関の実現に向けて歩み続けていきます。

3 計画策定の位置付け

本計画は、「下関市市民協働参画条例」を根拠とし、「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」、上位計画である「下関市総合計画」及び関連計画を踏まえ、下関市における市民活動の促進に関する施策の総合的・計画的推進方法を示したものです。



【図2 計画の位置付け】

【参考】

○本計画と下関市地域福祉計画との共通点

福祉分野において隣近所の住民同士や友人、知人との助け合いや、自治会や民生委員、NPO、事業者、社会福祉協議会などの地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決する共助の取組を支援する点で共通している。

また、平成27年(2015年)に「SDGs※6(持続可能な開発目標)」が国連サミットで採択され、下関市総合計画の中で各分野における施策の推進にあたり、その理念を念頭において取り組んでいくことが重要であるとされており、「市民活動の支援の推進」と関連する17番目の「パートナーシップ(協力)で目標を達成しよう」という目標を念頭に取組を進めてまいります。

※6 SDGs：「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称。すべての人が幸せに暮らせる社会をつくるため、貧困や環境、教育など世界のいろいろな課題を2030年までに解決しようとする国際的な目標で、17の目標と169の具体的なターゲットがある。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

5年間という期間設定については、市民活動を取り巻く社会情勢が変化し続けていることを踏まえ、中期的な展望で策定したものです。また、状況の変化に適合させるため、必要に応じて計画の期間内に見直しを行います。

令和11年度以降については、それまでの間の支援策の効果や市民活動の状況を鑑み、次期計画を検討する中で取組むべき課題と具体的施策の見直しを行います。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
計画	第2次下関市総合計画								第3次下関市総合計画					
	第3次下関市市民活動 促進基本計画				第4次下関市市民活動 促進基本計画				第5次下関市市民活動 促進基本計画					
	第1次下関市住民自 治によるまちづくり推 進計画			第2次下関市住民自治による まちづくり推進計画										
	第3期下関市地域福祉計画						第4期下関市地域福祉計画							

【図3 関連計画の計画期間】

5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、原則として下関市域とします。

また、本市の中核市としての役割及び市域を超えて展開している市民活動の実態を考慮し、より広域的な対応に配慮します。

6 用語の定義

市民活動とは・・・

自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動又は地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。(市民協働参画条例第2条)

社会や不特定多数の方の役に立ち、良い影響や効果を与えることを目的とした、自主的かつ自発的な(自分からやる)、営利を目的としない(利益を構成員等に分配しない)公益的な活動のうち、以下の活動のことです。

①特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動

⇒ NPO 法人や任意のボランティア団体等による組織的な活動

②地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動

⇒ 一定の地縁に基づく組織的な活動。本市では自治会やまちづくり協議会の活動

しものせき市民活動センター

しものせき市民活動センターは、市民活動の場及び市民と市民がふれあうことのできる交流の場を提供することにより、市民活動の促進及び市民主体のまちづくりを推進するために設置した施設です。「市民活動拠点施設」として市民と行政、市民と市民活動団体をつなぎ、地域社会の課題に取り組む市民活動の支援を行っています。本計画においては、中間支援組織として市民活動の促進に重要な役割を担っています。

JR下関駅前(ヴェルタワー下関2階)に位置し、平成31年4月から指定管理者により管理運営されています。



しものせき市民活動センターの機能

詳細はこちら→



- | | | |
|----------|------------|-------------|
| ○相談受付 | ○市民活動団体の登録 | ○活動の場の提供 |
| ○情報収集と提供 | ○講座・研修の開催 | ○ネットワーク化の促進 |

※詳細は資料編17ページをご覧ください。

市民活動団体とは・・・

組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

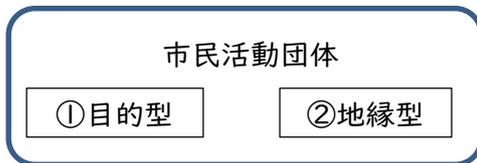
イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの

エ 営利を目的とするもの

(市民協働参画条例第2条)

「市民活動団体」は「目的型」と「地縁型」の2つに区分します。



【①目的型】

NPO法人や任意のボランティア団体等

⇒ 《協働による効果》

役割に応じ、特性を発揮して協働に取り組むことにより、それぞれの団体の目標を効果的に達成することができます。また、団体同士のネットワークの形成が期待できます。

【②地縁型】

自治会、町内会、自治会連合会、連合自治会、まちづくり協議会等

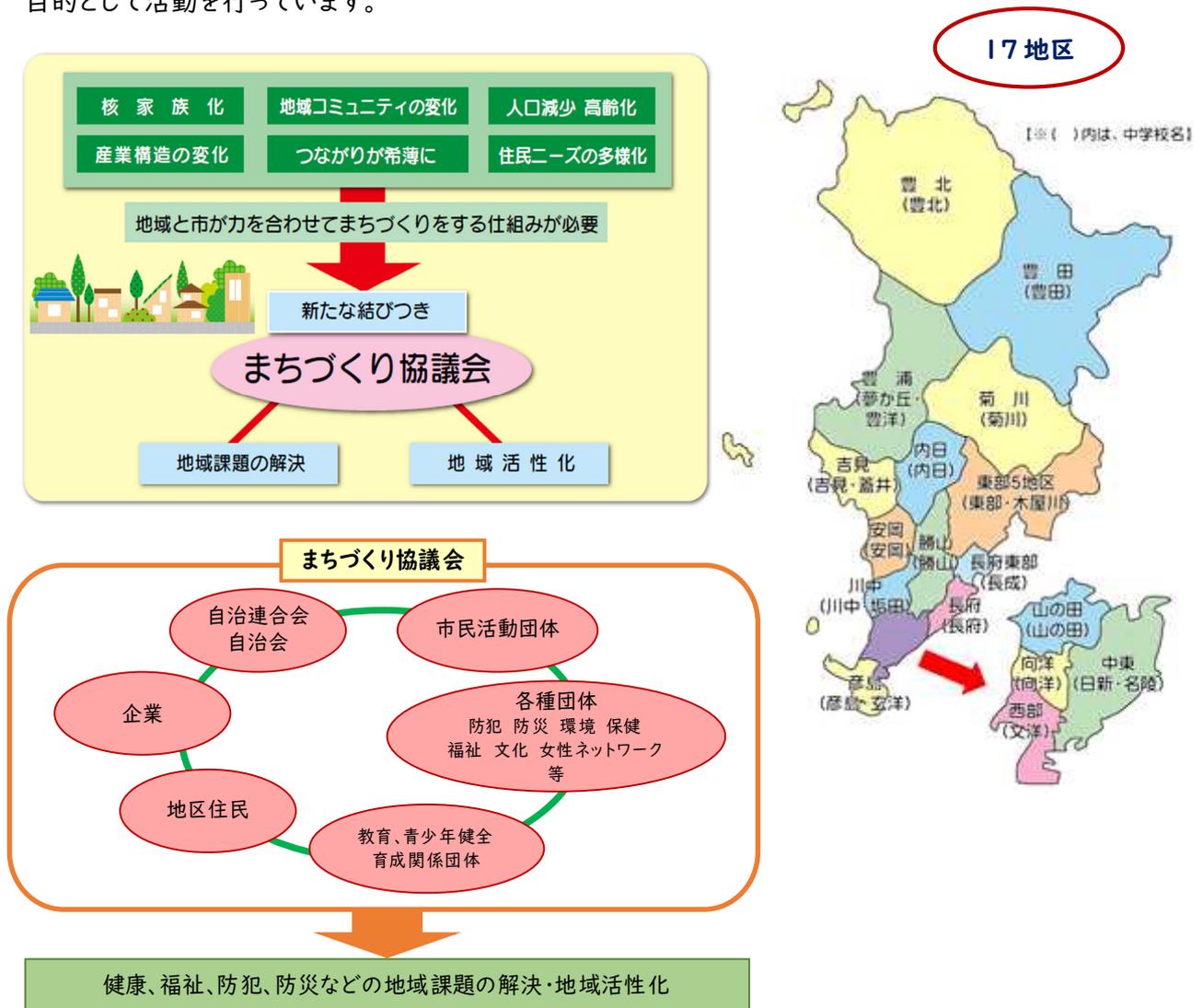
⇒ 《協働による効果》

それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動の場や事業展開の機会の増大が期待できます。

まちづくり協議会とは・・・

家族形態や産業構造などの社会情勢の変化によって、少子高齢化や人口減少が進み、地区の抱える課題も多様化し、これまでの画一的な行政サービスの仕組みだけでは、市民ニーズに対して、きめ細かく対応することが困難となっています。そのため、魅力ある「元気な下関」を実現していくには、市民や市民活動団体、企業など様々な主体が参加し、自ら課題を発見し解決する仕組みづくりが必要となっています。

下関市には自治連合会のまとまりを基底とし、概ね中学校区を範囲とした市内17地域でまちづくり協議会があります。まちづくり協議会は、地区の皆さんや自治会、市民活動団体などが主体となって構成する地域を代表する組織で、健康、福祉、防犯、防災などの地域課題の解決や地域活性化を目的として活動を行っています。



- まちづくり協議会は、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（平成26年条例第54号）に基づき設立されたものであり、前計画までは「住民自治によるまちづくり推進計画」として別に策定していました。
- 第5次市民活動促進基本計画では「市民活動促進基本計画」と「住民自治によるまちづくり推進計画」を一本化して策定しているため、他の市民活動団体とは区別し、まちづくり協議会の項目を別に設けています。

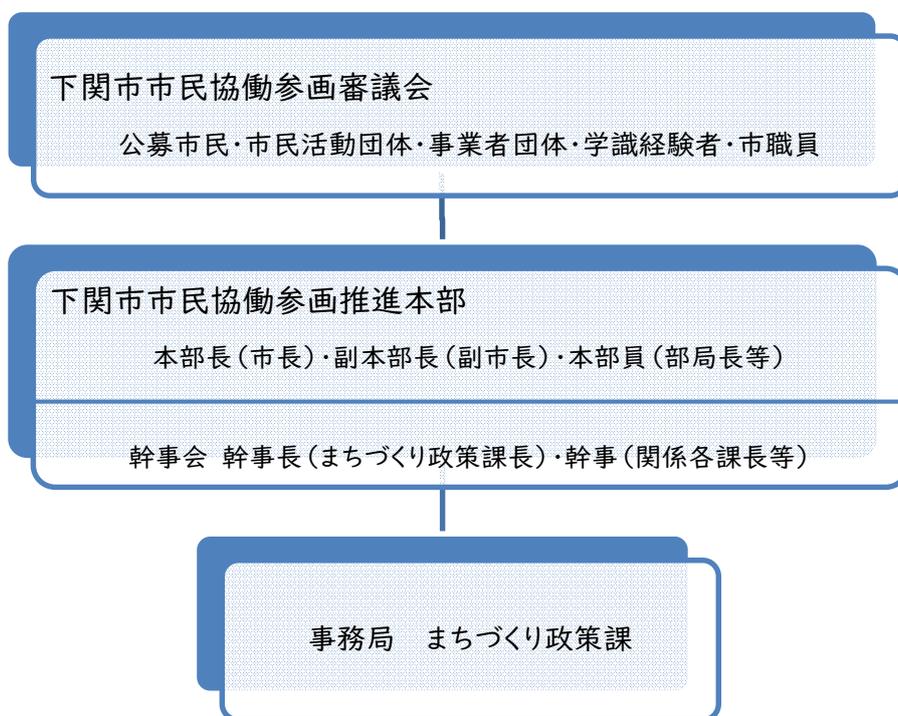
7 計画の策定体制

(1) 下関市市民協働参画審議会

本計画は、学識経験者、市民活動団体関係者、公募委員（市民）等から構成される「下関市市民協働参画審議会」において、市民の立場や専門的な分野等から総合的に検討を進めました。

(2) 下関市市民協働参画推進本部

市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、市民活動促進諸施策について検討・調整を行いました。



【図4 計画の策定体制】

(3) 市民の意識、市民の意見

市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに対する市民や市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握するため、意識調査を実施しました。

また、より幅広い市民の意見を聴取するため策定過程においては計画案を公表し、ワークショップ※7及びパブリックコメント※8を実施しました。

※7 ワークショップ：市民参画の手法の一つ。市民が意見表明や課題解決に能動的に関わり、行政や他の市民と協力しながら地域社会や公共政策づくりに貢献するための、参加型・体験型の対話・協働の場のこと。

※8 パブリックコメント：市民参画の手法の一つ。市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を市民に公表し、これに対する市民の意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民の意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続きのこと。

●市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに関する意識調査

本計画の策定にあたり、市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに対する市民や市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握し、今後の市民活動推進のための基礎資料とするために、令和6年度に意識調査を実施しました。

【表1 令和6年度市民協働参画及び住民自治によるまちづくりに関する意識調査 概要】

調査対象	市民	市民活動団体
	下関市に居住している満18歳以上の市民	しものせき市民活動センターに登録している団体
抽出方法	無作為抽出	全数調査
配布数	2,500	258
回収数(有効回収率)	957(38.3%)	162(62.8%)
調査方法	郵送法・無記名方式・一部 Web での回答	
調査期間	令和7年1月6日～令和7年1月24日	

●ワークショップ

本計画を策定するにあたり、市民から意見を求めるため、策定過程で計画案を公表し、ワークショップを実施しました。

【表2 ワークショップの実施概要】

開催日時	令和7年9月20日(土曜日)13時30分～16時30分
開催場所	しものせき市民活動センター
テーマ	市民活動をもっと楽しく! ワークショップ
内容	市民活動や活動団体、まちづくり協議会の5年後の姿をイメージし、市民活動を更に活発化させるしかけをグループワークを通じて話し合う
参加者	市内に在住または通勤・通学・活動している方 18人

●パブリックコメント

本計画を策定するにあたり、市民から意見を求めるため、策定過程で計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

【表3 パブリックコメントの実施状況】

募集期間	令和7年10月6日(月曜日)～令和7年11月6日(木曜日)
閲覧場所	本庁舎 本庁管内各支所 各総合支所 しものせき市民活動センター(ふくふくサポート) 下関市民センター 中央図書館 ※市ホームページにも掲載
応募状況	応募者数 9人 応募件数 32件

第2章 前計画の振り返り

第4次市民活動促進基本計画

1 スローガンと目標

第4次計画では『であう つながる ひろがる あなたの協働参画』をスローガンに、以下の3つの基本方針を定め、展開方向に沿った施策を設定し、基本方針ごとに成果指標を定めました。

基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

市民活動の内容や目的、やりがいや魅力について、広く市民に知って、理解してもらうことで新たな市民活動への参加を促進します。

基本方針2 市民活動を展開する環境づくり

市民と市民活動団体とがマッチングできるような環境づくりに努めます。

基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展

市民活動団体と市民活動を取り巻く環境がより発展するよう、人材育成や団体間の交流、活動支援の制度等について検討を進めます。

2 基本方針と成果指標達成度

第4次計画において定めた基本方針と成果指標、その達成度について整理しました。

基本方針Ⅰ 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

【施策の展開方向】

○市民活動を促進する情報の収集及び提供

→行政としものせき市民活動センターとが連携し、幅広く市民に市民活動について知ってもらうための取組を進めます。

→市民協働することで施策に与える影響、結果などをわかりやすい形で情報発信することで、市民協働への理解を深め、意識を高めます。

●成果

成果指標	令和2年	第4次計画 目標値	現状値 (令和7年)	評価
市民活動の経験	参加したことが ある 40.1%	参加したことが ある 45%	参加したことが ある 39.5%	未達成
市政参画の経験	参画したことが ある 13.8%	参画したことが ある 15%	参画したことが ある 12.7%	未達成

●課題

「市民活動の経験」「市政参画の経験」いずれも目標達成には至りませんでした。これは、コロナ禍での活動自粛後に市民活動が自粛前の水準まで回復しきれなかったことが最大の要因であると思われます。しかしながら、令和2年時点の値と比較し横ばい傾向にあることから、これまでの取組を継続していくことが重要だと考えます。

※市民活動の経験の現状値は市民意識調査の結果をもとに報告書外で再計算（無回答者を含めない。）。

基本方針2 市民活動を展開する環境づくり

【施策の展開方向】

○市民活動の場の提供

→多くの市民が幅広い市民活動に参加できる機会や、市民の抱える様々な問題に対応する市民活動団体と出会える仕組みづくり等について検討を行います。

○市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

→市民活動団体のニーズに合致した活動をしやすい環境づくりに資する支援を行うべく、既存の助成制度の見直しや新たな助成制度について検討を行います。

●成果

成果指標	令和2年	第4次計画 目標値	現状値 (令和7年)	評価
しものせき市民活動センターにおけるボランティア登録件数	16件	50件	213件	達成
市民活動を促進するために実施した施策数	107施策	107施策 (現状維持)	94施策	未達成

●課題

しものせき市民活動センターにおけるボランティア登録者数については、ボランティアに参加したい人と受け入れたい団体との架け橋である「ボランティアギルド制度」の構築により、年々登録者数が増加しています。高校生や大学生等、若い人材のボランティアギルドへの登録、まちづくり協議会などの地域組織との交流を深めていくことで、更なる市民活動の発展につながっています。

施策数はコロナ禍における活動自粛により令和3年度に大幅減となり、その後徐々に回復してきたものの達成には至りませんでした。ボランティアギルド制度の充実については、引き続き指定管理者※9と認知度を上げる取組について協議しながら進めます。

※9 指定管理者制度：地方公共団体が設置する公の施設の管理運営を法人、民間事業者、NPO等に委ねることを可能とする地方自治法上の制度。公の施設の管理運営に民間の能力を活用することで、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応し、市民サービスの向上と経費の節減等を図り、政策目的を達成するための手法の一つ。

基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展

【施策の展開方向】

○市民活動のネットワーク化の促進

→市民と市民活動団体、市民活動団体同士がつながり、双方向の意見交換や、相互支援を行うことで、より発展的なパートナーシップの確立を目指します。

→行政内部における各部局の事業実施にあたり、市民協働の推進に資する取組を検討します。

●成果

成果指標	令和2年	第4次計画 目標値	現状値 (令和7年)	評価
しものせき市民活動センターでの学習の機会・交流の場への満足度	学習の機会・ 交流の場どちらにも満足している 23.3%	学習の機会・ 交流の場どちらにも満足している 30.0%	35.8%	達成

●課題

しものせき市民活動センターを中心とした中間支援機能の充実や情報共有・意見交換の仕組み作りを進めた結果、センターの利用者の満足度は上昇傾向にあります。しかしながら、センターの認知度は依然として低いため、更なる周知を図り、中間支援機能をより一層強化する取組が必要です。

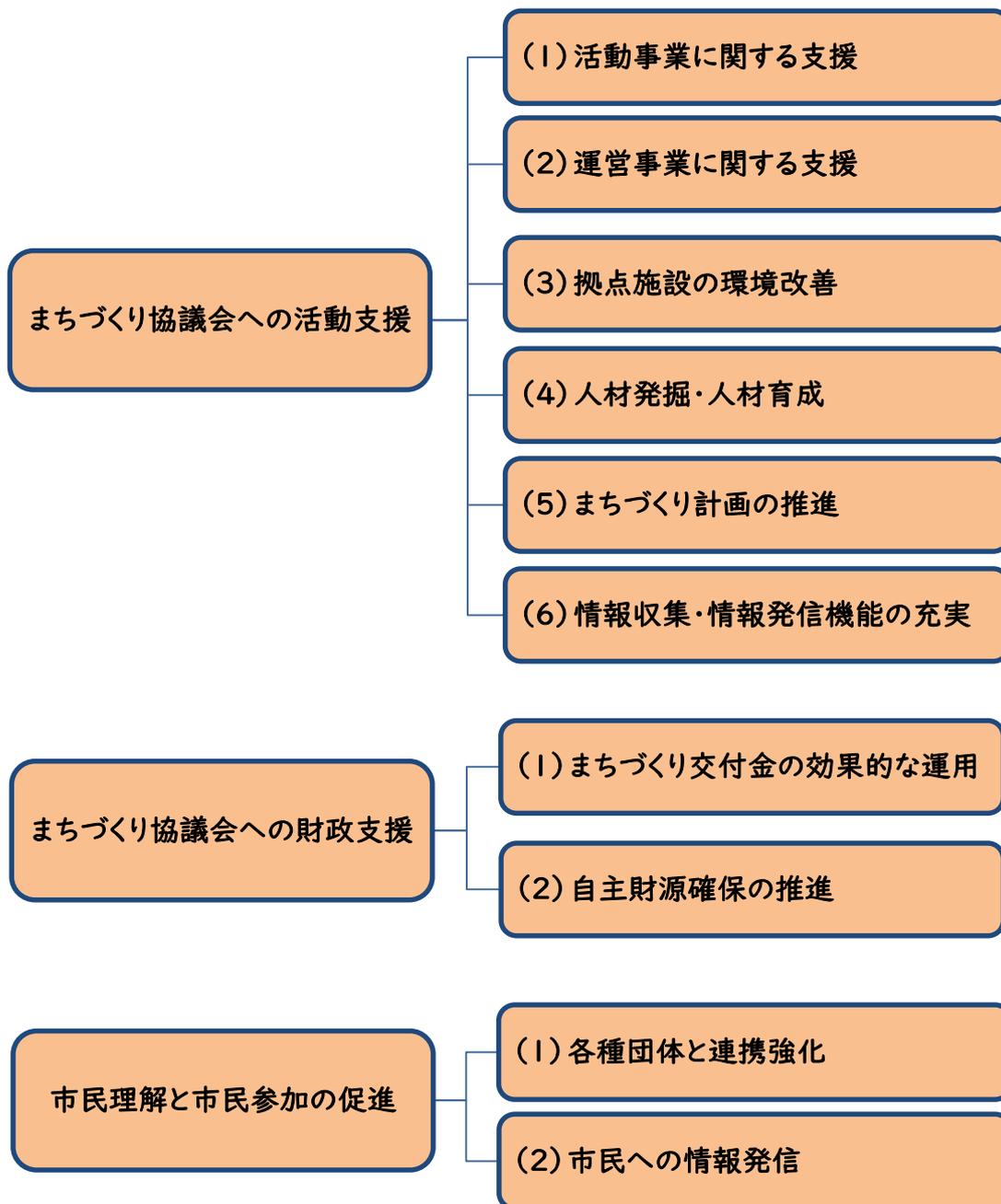
第2次住民自治によるまちづくり推進計画

Ⅰ 基本施策の体系

基本施策を3つの柱として体系づけ、取り組むべき推進項目を定めました。

《 3つの柱 》

《 推進項目 》

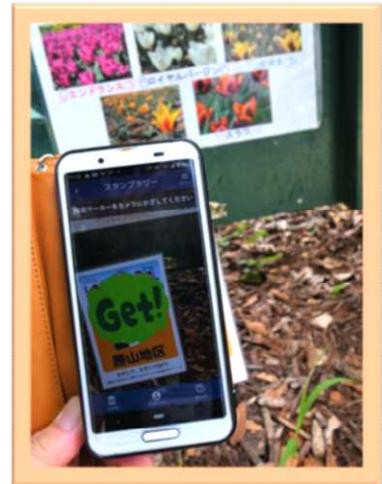


2 取組の成果と課題

〈基本施策1〉まちづくり協議会への活動支援

●成果

- ・部会制による体制が取られているなか、プロジェクト制※10を推進し、プロジェクト制を活かした計画づくりを可とするとともに、雛形を作成しました。
- ・まちづくり協議会主催により「しもまちスタンプラリー」を行い、しもまちアプリの活用方法を支援し、地域事業への活用につなげました。
- ・事務マニュアルの改善や提出書類を簡素化しました。
- ・支所の所掌事務に「まちづくり協議会に関すること」を加え、地域に身近な職員がサポートする体制としました。
- ・市民活動センターのボランティア登録制度の活用による若者の地域活動への参画に着手しました。
- ・しもまちアプリの利用権限を各まちづくり協議会へ付与し、地域限定情報を随時発信できるようにしました。



●課題

- ・地域間で活動に対する温度差があり、画一的な支援が難しい状況です。
- ・市民活動センターで相談・支援の役割を担う体制を整える必要があります。
- ・次世代を担う人材を育成する必要があります。
- ・担い手、人材の発掘を行うため、プロジェクト制の更なる推進により参加者のすそ野を広げる必要があります。
- ・市職員が自発的に活動に関わるための意識醸成や仕組み作りが必要です。
- ・まちづくり計画の策定及び見直しの推進が必要です。

※10 プロジェクト制：目の前の特定の課題を、やれる人、やる気のある人が、必要な時に取り組み、解決すればプロジェクトを解散する方法で、効率的に成果をあげる手法の一つ。

〈基本施策2〉まちづくり協議会への財政支援

●成果

- ・交付金の使途についての制限を緩和し、自主性を重視した運用に改善しました。
- ・設立から10年が経過し、交付金の使途への理解が広がりました。

●課題

- ・「活動評価制度」（自己評価）の導入など、まちづくり計画と連動したPDCAサイクル※11を実践できる交付金の仕組みについて検討する必要があります。
- ・交付金は使途に一定の制限があり、まちづくり協議会の活動の幅を広げていくためには、自主財源の確保が欠かせませんが、収益事業に取り組める体制には至っていません。

〈基本施策3〉市民理解と市民参加の促進

●成果

- ・「しもまちアプリ」を活用した情報発信をはじめ、InstagramやフェイスブックなどのSNSを活用するまちづくり協議会も増え、情報発信の幅は確実に広がっています。
- ・市政記者クラブ※12を通じて、まちづくり協議会の活動を効果的に報道機関へ周知しています。

●課題

- ・各種団体同士が連携するための交流の場の仕組みづくりや、まちづくり協議会と市民活動団体等との連絡調整役として、コーディネート機能をもった中間支援組織の確立が必要です。

※11 PDCAサイクル：業務やプロジェクトの継続的改善を目的とした管理手法。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階から構成される。まず、目標設定と活動計画を策定（Plan）。次に計画に従って実施（Do）。実施結果を評価、検証（Check）し、必要な改善策を講じる（Act）。このサイクルを継続的に繰り返すことで、業務の質や効率を向上させる。

※12 市政記者クラブ：官公署などで取材にあたる記者相互の啓発と親睦を図るために組織された記者の団体であり、記者発表などの窓口にもなっている。

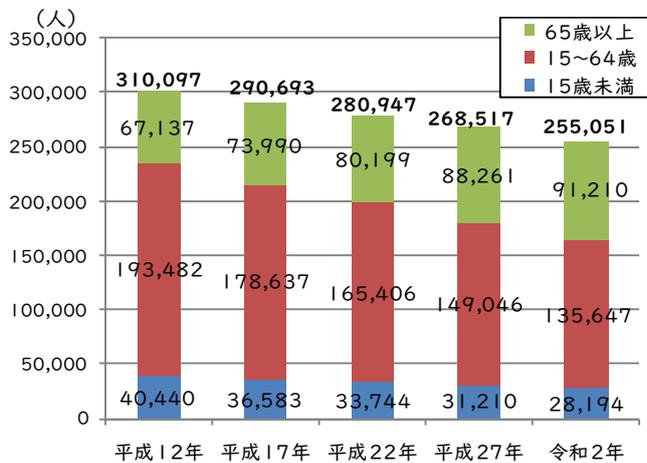
第3章 調査から見る現状と課題

1 人口と世帯の状況

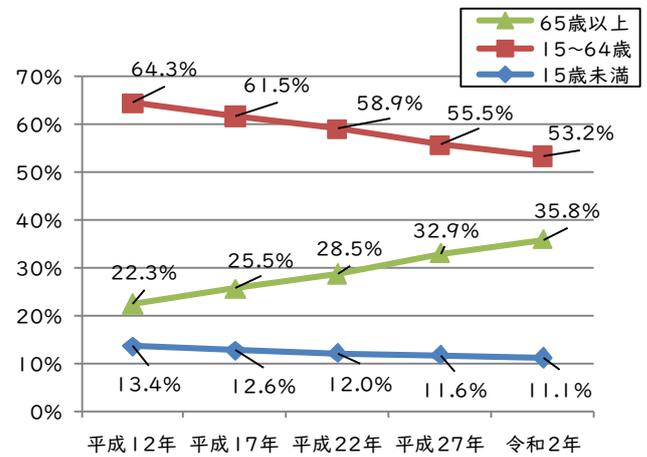
(1) 国勢調査によると、本市の人口は減少が続いており、令和2年の人口は255,051人で、前回調査(平成27年)と比べると13,466人の減少となり、減少率5.0%は過去最大となっています。

また、年齢別にみると、15歳未満や、15~64歳の割合が減少し、高齢化率は30%を超えており、全国より早い速度で人口減少・少子高齢化が進んでいます。(図5、6参照)

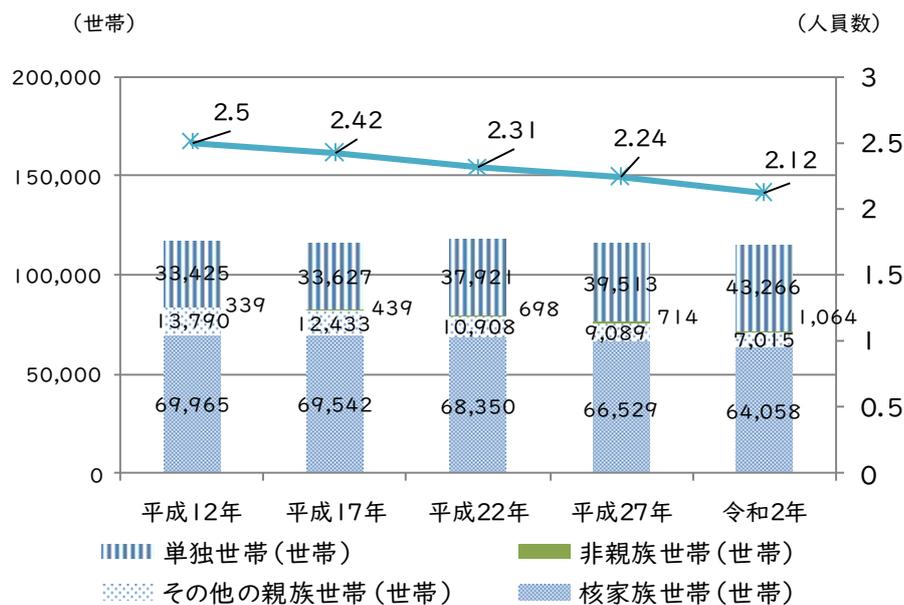
(2) 世帯数は11万5,817世帯で、前回調査と比べると481世帯の減少となり、減少率0.4%となっています。施設等入所者を除く一般世帯における1世帯当たりの人数は2.12人となり、単身世帯の増加や核家族化がさらに進んでいるものと考えられます。(図7参照)



【図5 人口の推移】



【図6 年齢別人口割合の推移】



【図7 世帯の推移】

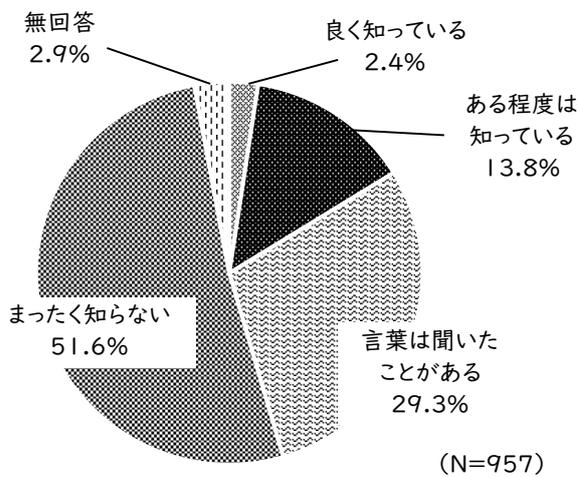
資料:国勢調査(総務省統計局)

2 市民の現状と課題

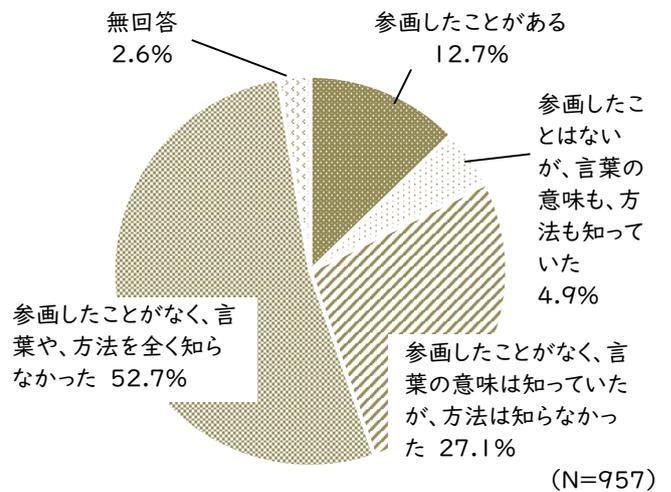
現状

(1) 市民協働・参画や市民活動の「認知度の低さ」

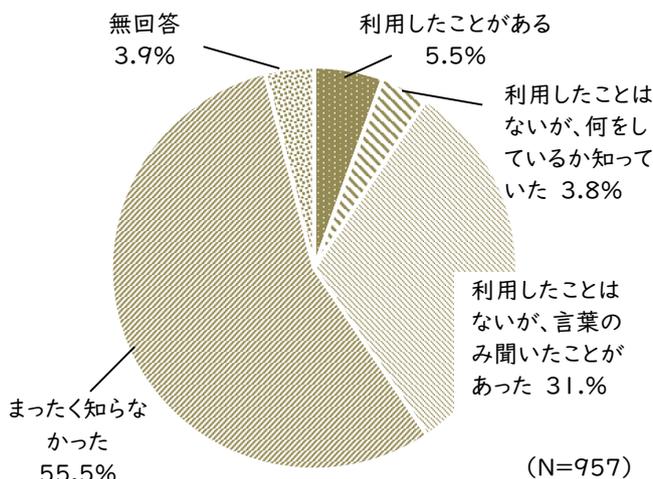
市民意識調査結果では「協働」「参画」「まちづくり協議会」「しものせき市民活動センター」といった用語について、「全く知らない」または「名前だけ知っている」と答えた市民が過半数でした。特に若い世代や現役世代にその傾向が強く、活動の意義や内容が市民全体に十分伝わっていないことが示されています。「身近な存在」でないことが、市民活動や参画のすそ野を狭める要因となる可能性もあります。(図8～11参照)



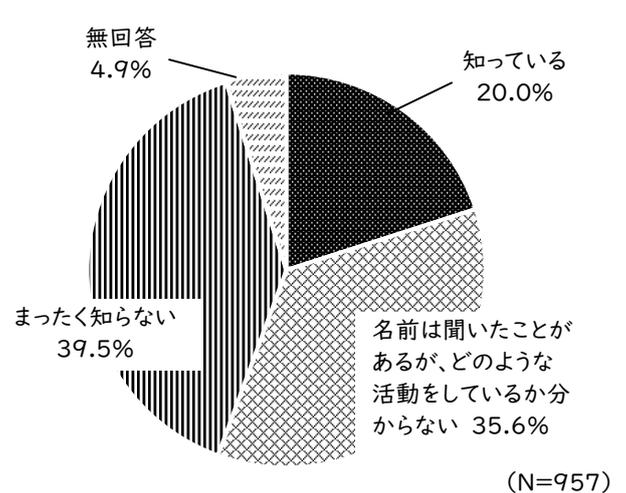
【図8 市民協働参画(パートナーシップ)の認知度】



【図9 「参画」の経験・認知度】



【図10 「しものせき市民活動センター」の利用および認知度】



【図11 「まちづくり協議会」の認知度】

資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

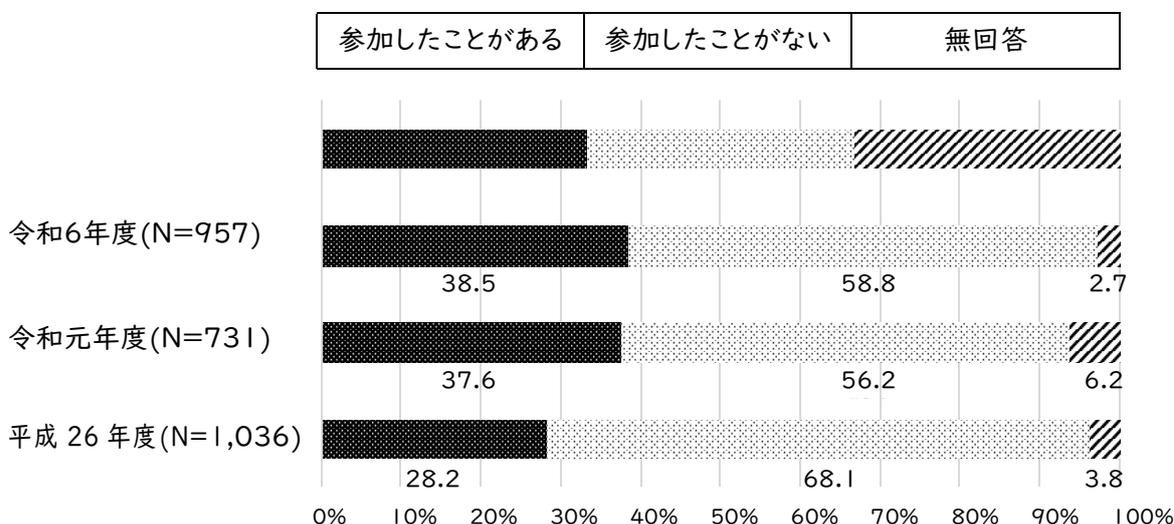
(2) 参加者の高齢化と“新しい担い手”の不足

市民活動への参加経験者は徐々に増えているものの（平成 26 年度 28.2%⇒令和元年度 37.6%⇒令和 6 年度 38.5%）、参加者は 60 歳以上が中心で、若年層や子育て世代の比率は依然低い状況です。このため、今後の地域活動・自治会の担い手が枯渇する懸念が高まっており、世代交代や多様な層の積極的な参画促進が大きな課題となっています。（図 12 参照）

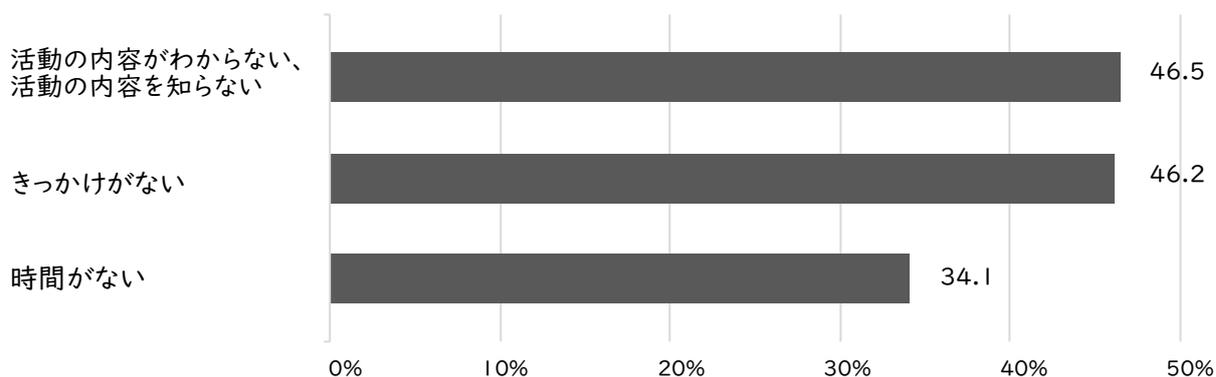
(3) 「参加のハードル」が高く、「きっかけ」や「情報入手」の不足

活動に参加しない（できない）理由の上位は「活動内容がわからない」「きっかけがない」「時間がない」などであり、市民活動やまちづくり協議会への参加の入口が「閉じてみえる」、もしくは「自分ごとでない」と認識されやすい構造になっています。

（図 13 参照）



【図 12「市民活動」の経験（経年比較）】



【図 13「市民活動」に参加しない理由（上位 3 項目）】

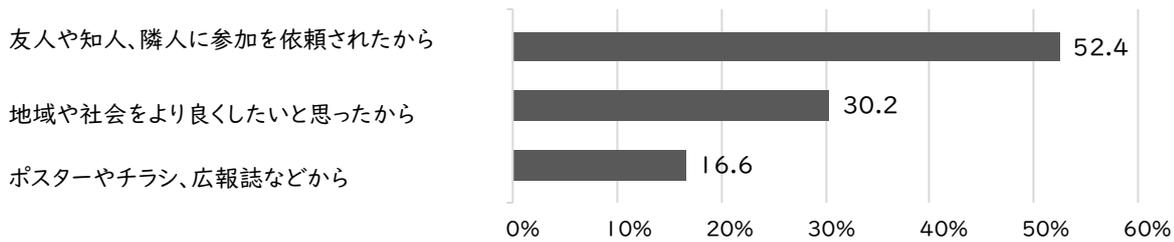
資料：市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査（令和6年度）

(4) 活動へのきっかけや動機が“身近なつながり”に依存

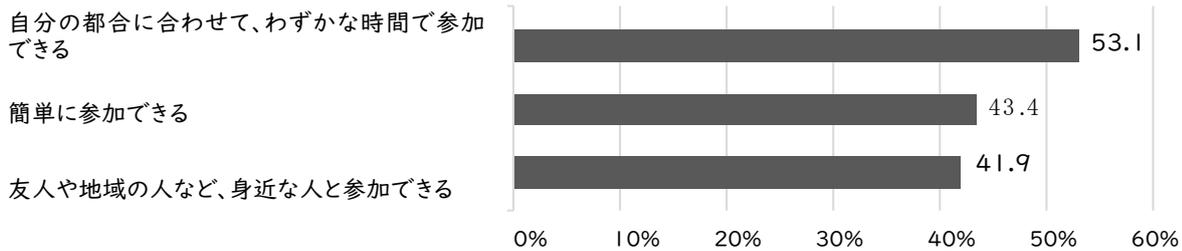
実際に活動へ参加した人の多くは「友人、知人、地域の人の誘い」がきっかけであり、自ら情報を調べて応募する人はごくわずかです。身近なネットワークに頼らざるを得ない仕組みとなっており、これを越えた広がりや誰もが参加しやすい仕組みづくりが不足しています。(図14参照)

(5) 市民からの“参加しやすい条件”の多様化

市民からは「短時間で」「気軽に」「身近な人と」「個人として」など参加条件の多様化が求められており、従来型(役職や長期前提)の活動体制では新規層の参入が難しい実態が明らかになっています。(図15参照)



【図14 市民活動に参加したきっかけ(上位3項目)】



【図15 市民活動に参加できる(しやすい)条件(上位3項目)】

資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

主要な課題

1 協働・参画・市民活動の意義と身近さの認知拡大

“市民協働参画”の認知度を上げるためには、重要性や身近なメリットを幅広く分かりやすく伝える情報発信が必要です。

2 若年層・現役世代・多様な層の参加促進

高齢層偏在の是正と、多様性のある担い手創出への取組強化が必要です。

3 “参加の入口”の拡大ときっかけづくり

SNS やウェブ、チラシ等による分かりやすい情報整理や新たに参加しやすい仕掛けづくり、環境づくりが望まれます。

4 柔軟な参加スタイルへの対応

単発的な参加や家族・個人など多様な参画形態、学びながらの参画など柔軟な仕組みの導入が望まれます。

5 参加後の定着支援と学び・交流機会の提供

継続しやすい環境や学び・交流の工夫、やりがいの見える化による定着促進が重要です。

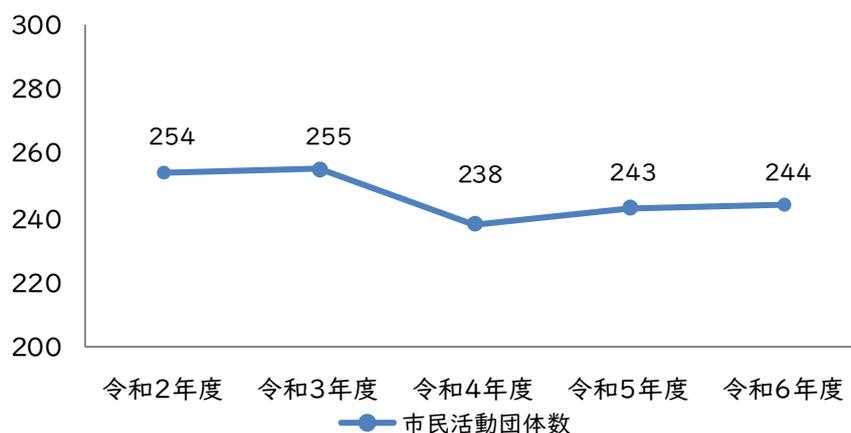
3 市民活動団体の現状と課題

現状

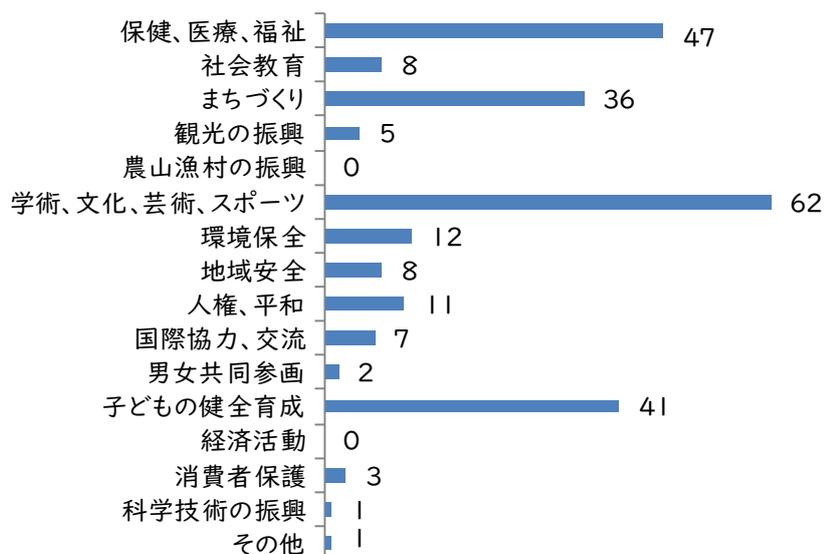
(1) 登録団体数の推移

市民活動センターに登録している市民活動団体は、指定管理者制度を導入した令和元年以降増加していたものの、コロナの影響により活動を自粛し、活動実績のない団体として登録抹消となる団体も増え、登録団体数が減少しました。また、コロナが落ち着きを見せた令和5年度以降においても、団体内での高齢化等の事情により活動の再開に至らず、登録団体数は回復しきれていない状況です。(図16参照)

登録団体の活動する分野は、「学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動」(62団体)が最も多く、次いで「保健、医療または福祉の増進を図る活動」(47団体)、「子どもの健全育成を図る活動」(41団体)、「まちづくりの推進を図る活動」(36団体)の割合が大きくなっています。(図17参照)



【図16 市民活動団体数】



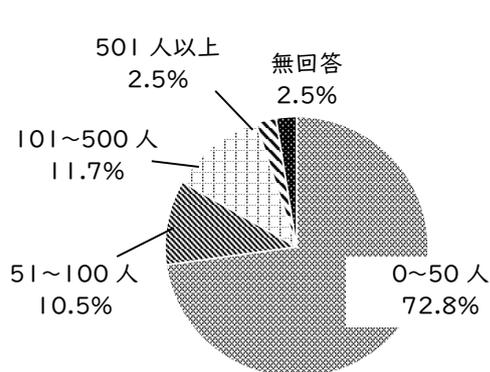
【図17 市民活動団体の活動分野】

(2) 担い手の高齢化と小規模性

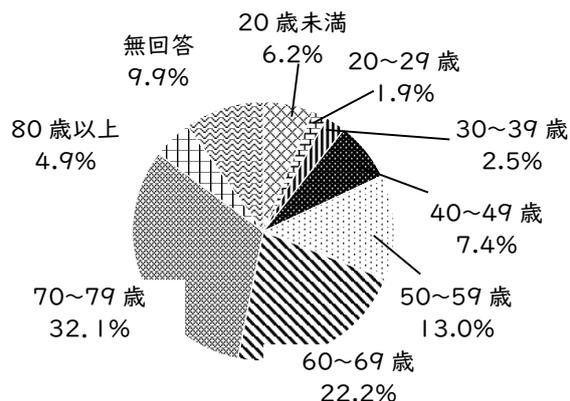
下関市の市民活動団体の多くは会員数が「0～50人」(72.8%)と小規模であり、主な年齢層も「70～79歳」(32.1%)、「60～69歳」(22.2%)と高齢世代が全体の約6割を占めています。このため、活動がベテラン世代に依存し、新たな担い手の獲得が今後の大きな課題となっています。(図18、19参照)

(3) 活動分野の多様化とネットワークの広がり

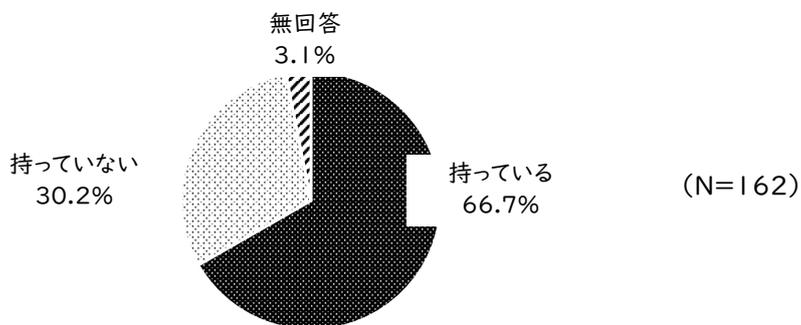
活動分野は「子どもの健全育成」や「学術、文化、スポーツ振興」を中心に、幅広い分野で多様な活動が展開されています。そのような中、「他の団体とつながりがある」団体が66.7%に上り、分野を問わずネットワーク化が進みつつあります。(図20、21参照)



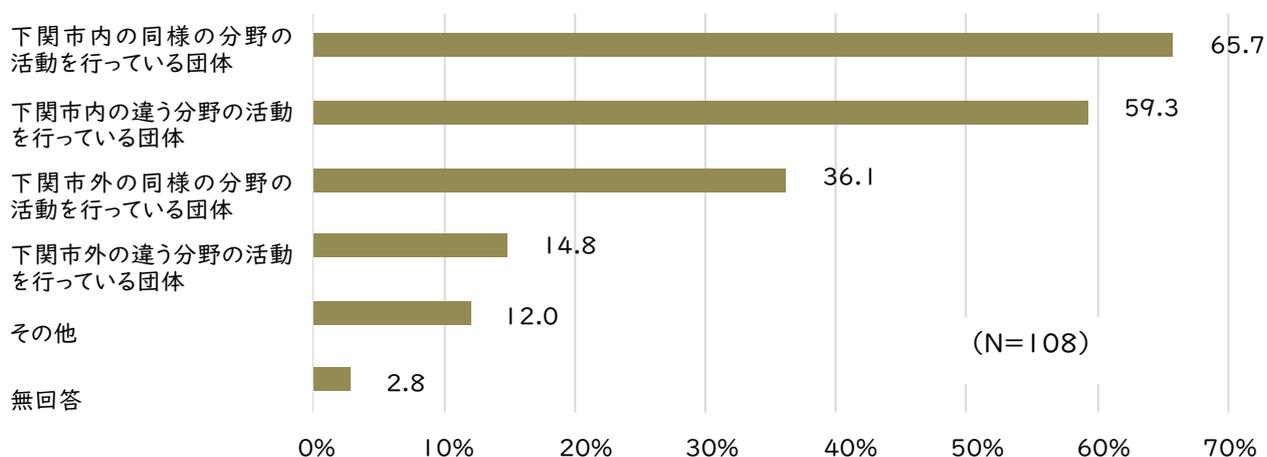
【図18 市民活動団体会員数】



【図19 市民活動団体主年齢層】



【図20 他の市民活動団体とのつながり】

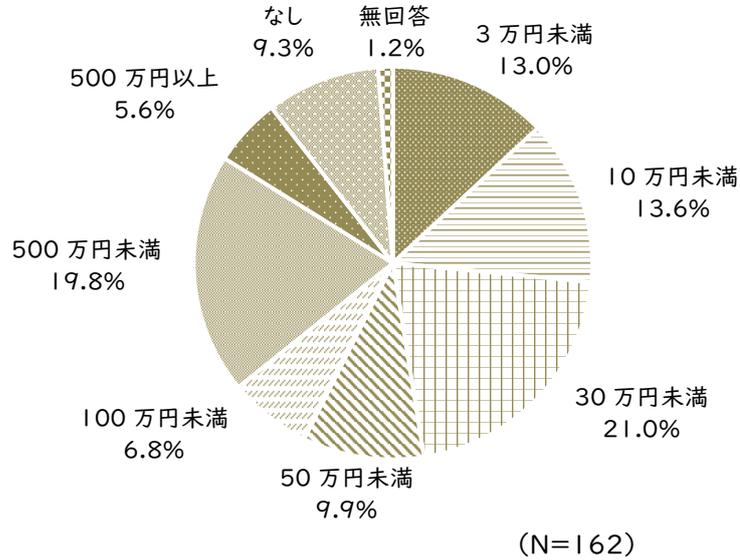


【図21 連携している市民活動団体】

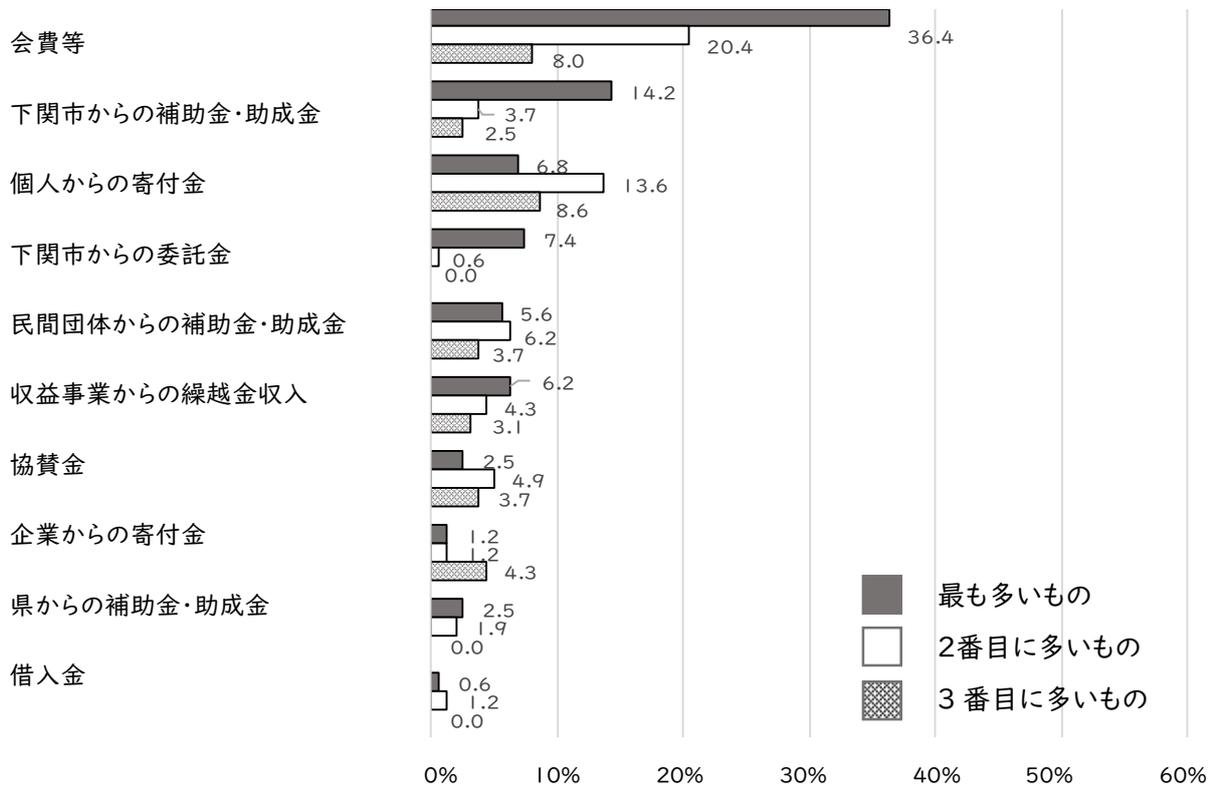
資料：市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

(4) 運営資金の構造

団体の主な活動資金は「会費等」(36.4%)や「下関市からの補助金・助成金」(14.2%)が中心で、年間 30 万円未満の団体が 21.0%と小規模予算の団体が多く、自主財源確保や安定的な経済基盤づくりは決して十分とは言えません。(図 22、23参照)



【図 22 活動資金】

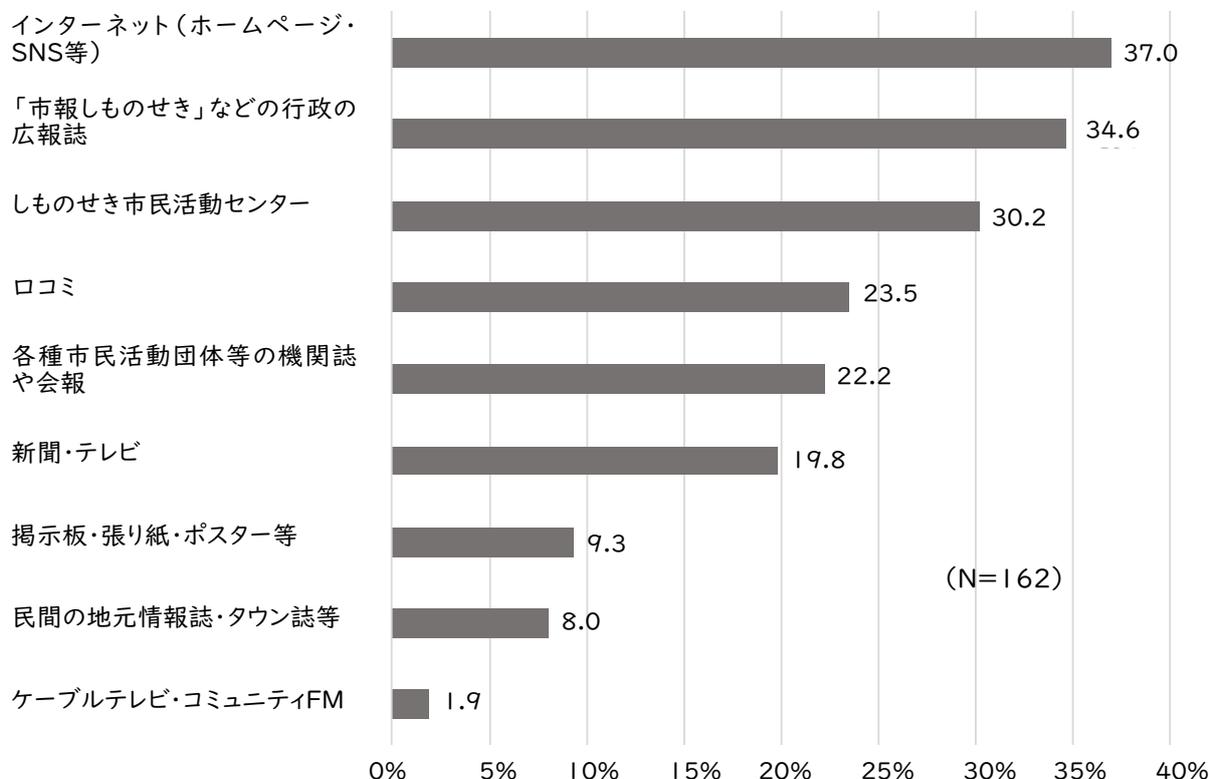


【図 23 活動資金の収入の割合(上位10項目)】

資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

(5) 情報発信・入手の方法が世代間で混在

情報入手は「インターネット(ホームページ・SNS等)」(37.0%)が最多ですが、行政広報誌(34.6%)、ロコミ(23.5%)なども多く、従来型メディアと新しい媒体を併用しているのが特徴です。(図 24参照)



【図 24 情報の入手の方法】

資料: 市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

主要な課題

1 会員やリーダーの不足と担い手の高齢化

「会員確保」や「次期リーダーの育成」と人材面での悩みが突出しており、特に若い世代や新規層の参加促進が求められています。

2 経済的負担と資金調達の難しさ

会場費や広報費等の経済的負担に悩む団体が多く、助成金申請の煩雑さも指摘されています。助成金等の金銭的支援を必要とする声も多く、資金基盤の脆弱さが課題です。

3 情報発信力の弱さ

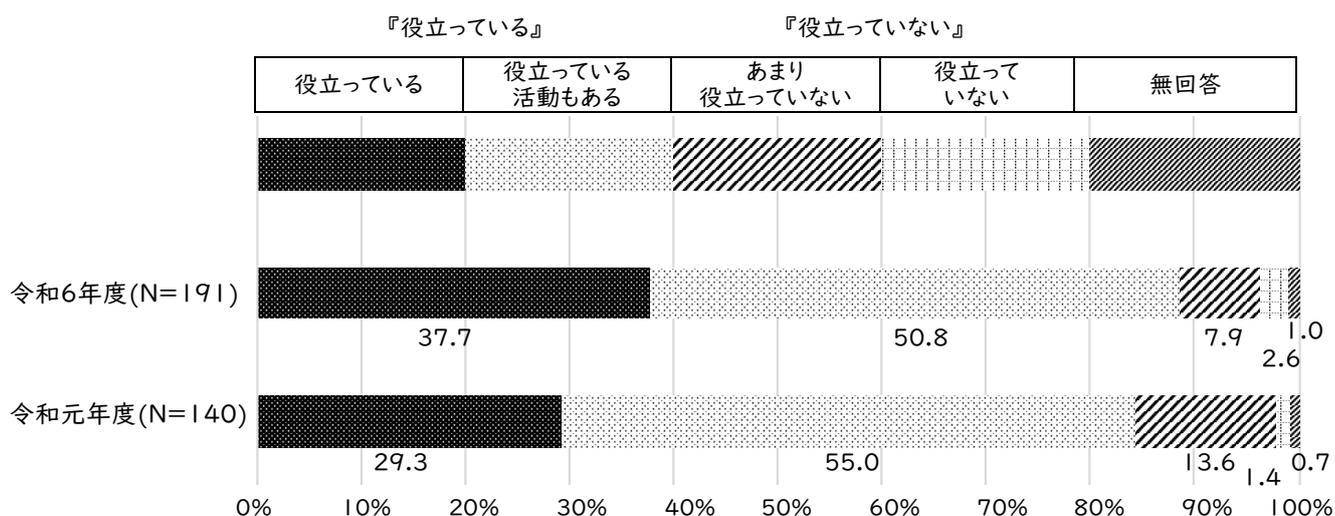
広報や新規参加者募集の方法に課題を感じている団体が多く、若者層に届く発信手法を充実させる必要があります。

4 まちづくり協議会の現状と課題

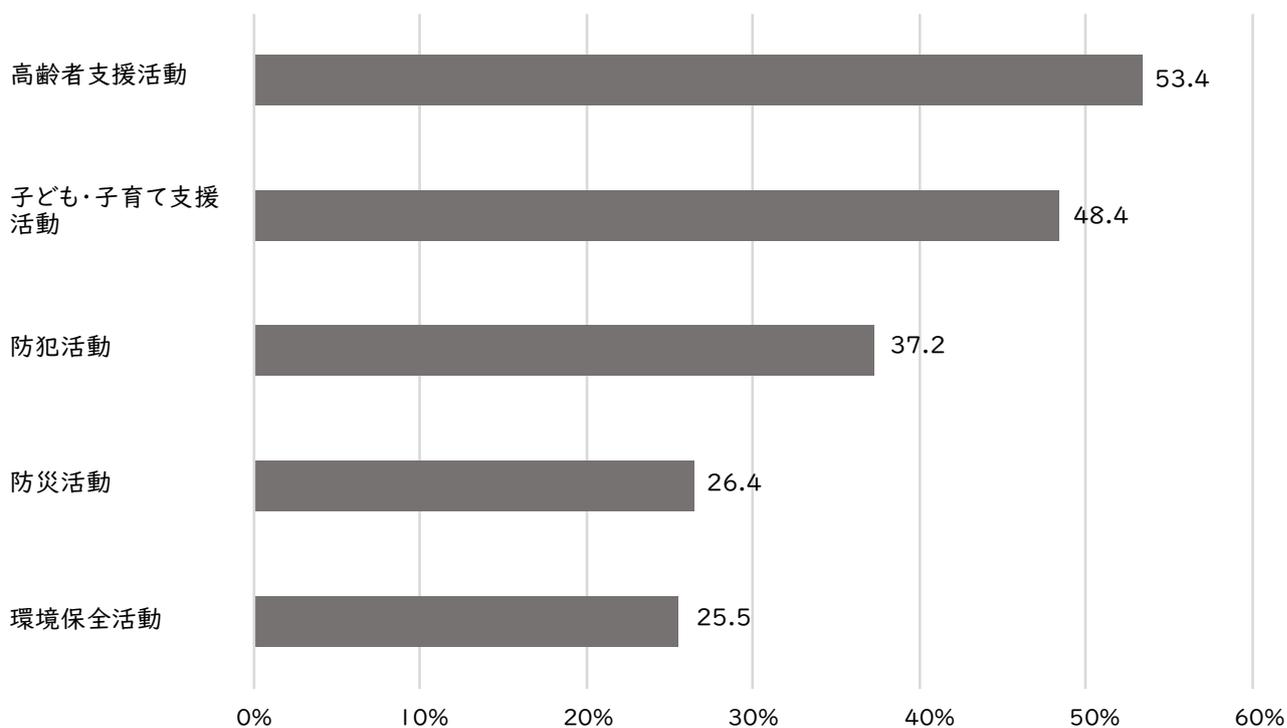
現状

(1) 活動は地域課題や地域ニーズにそった内容で展開

まちづくり協議会を知っていると回答した人 20% (18ページ図 11 参照) のうち、まちづくり協議会の活動が「地域に役立っている」と感じる市民は、「役立っている」が 37.7%、「役立っている活動もある」が 50.8% に達し、合わせて 9 割近くが一定の効果を受けています。また、市民が望む地域の取組分野としては「高齢者支援活動」(53.4%)、「子ども・子育て支援活動」(48.4%) が上位となっています。(図 25、26 参照)



【図 25 「まちづくり協議会」の活動の有効性(経年比較)】

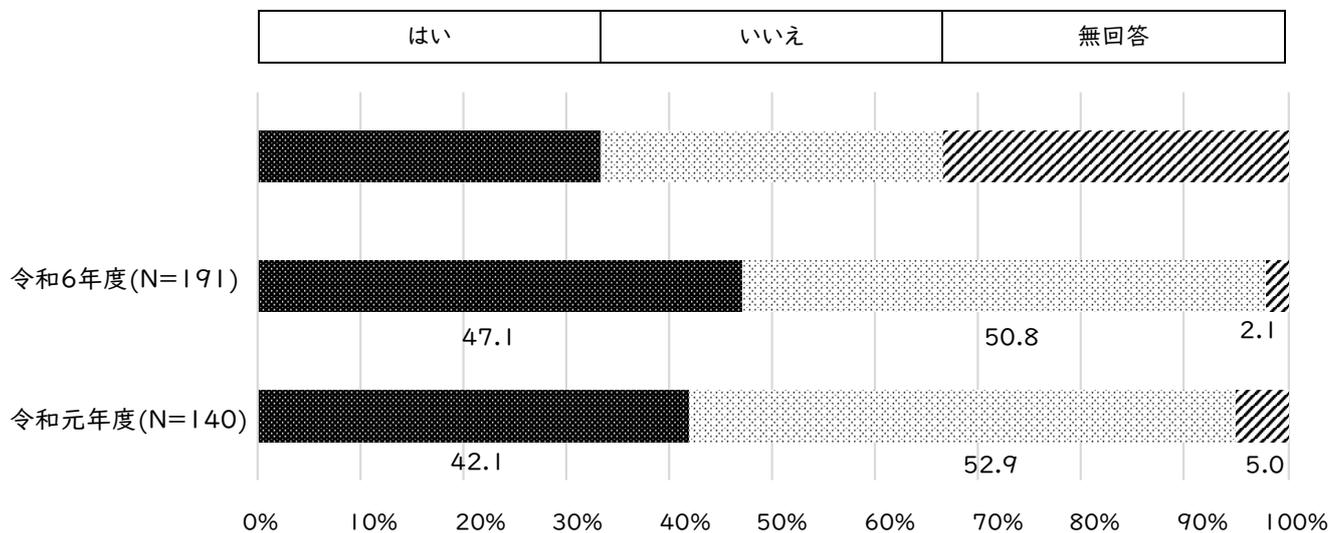


【図 26 望まれる地域における取組(上位5項目)】

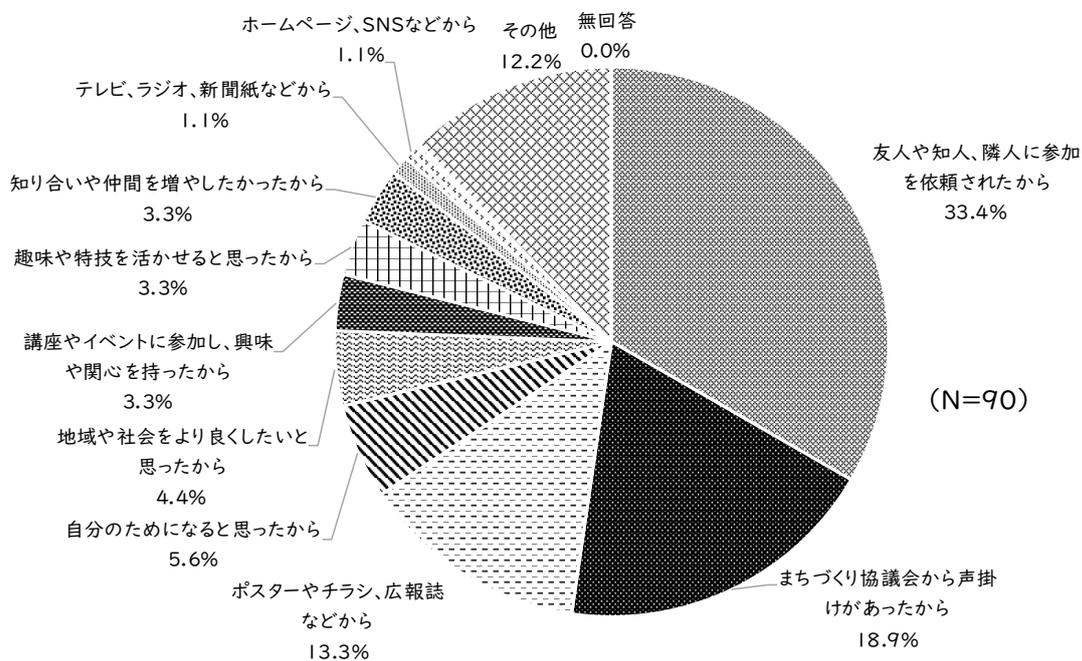
資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

(2) 参加のきっかけは限定的だが、参加経験は増加傾向

参加者のうち「友人や知人、隣人に依頼されたから」33.4%や「まちづくり協議会からの声掛け」18.9%など、きっかけは人的ネットワークに依存しています。（図 27、28参照）



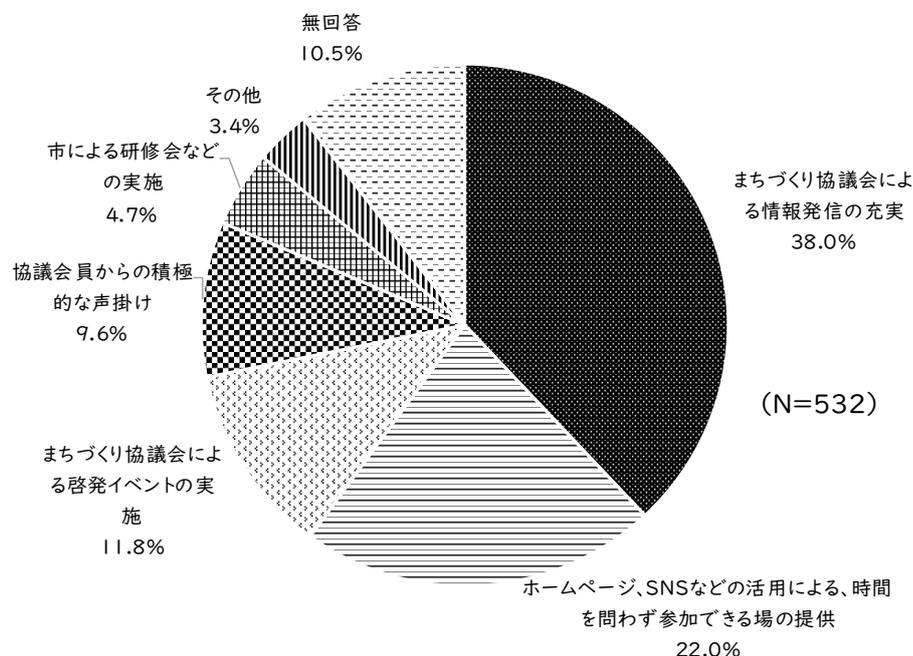
【図 27 活動への参加経験(経年比較)】



【図 28 活動に参加したきっかけ】

(3) 市民からの期待は“情報発信”“交流”などへ拡大

「活動に参加しやすくする方策」としては「まちづくり協議会による情報発信の充実」が38.0%、「ホームページ、SNSなどの活用による、時間を問わず参加できる場の提供」が22.0%と、既存参加者以外にも届く柔軟な発信・参加促進が望まれています。(図29参照)



【図29 活動に参加しやすくする方策】

資料：市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査（令和6年度）

主要な課題

1 市民全体への認知と情報発信の強化が必要

まちづくり協議会の認知度は向上しつつあるものの、「まったく知らない」市民が依然4割弱に及び、活動内容や意義が十分浸透していません。また、参加しない理由として「活動内容が分からない」「情報が得られない」ことが挙げられており、未参加層・若年層へのアプローチやSNSや広報誌、地域イベントなどを活用したわかりやすい情報発信の強化が求められています。

2 参加層の拡大と“つながり依存”からの脱却

活動参加者の多くは「友人・知人の誘い」や「協議会からの声かけ」によるもので、参加のきっかけの半数以上が人的ネットワークに依存しています。一方で、「知り合いがいないと参加に抵抗がある」という声もあり、誰でも参加しやすい開かれた仕組みづくりが課題です。特に、若年層や新規住民を含む多様な世代の参画促進が求められています。

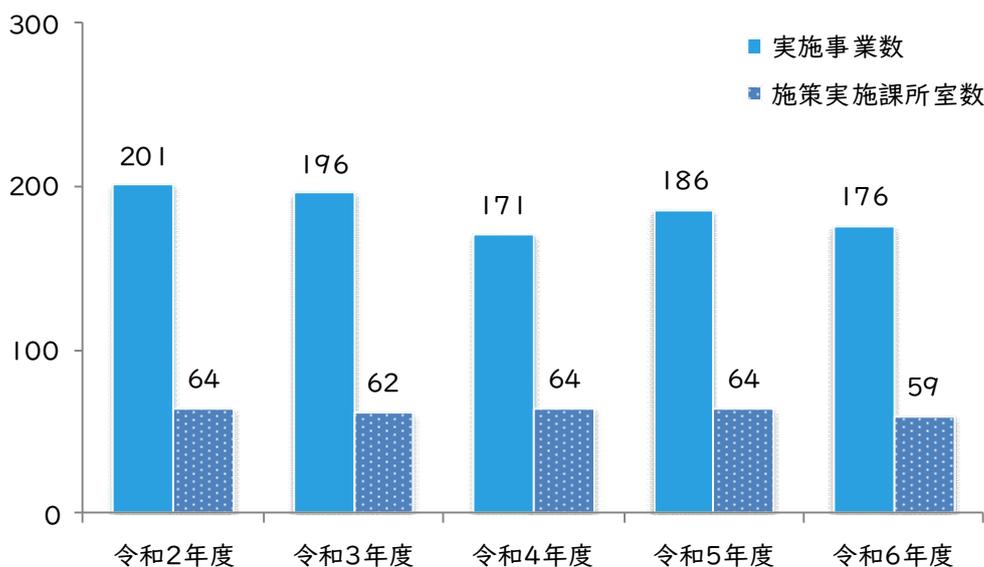
5 行政の現状と課題

現状【施策状況】

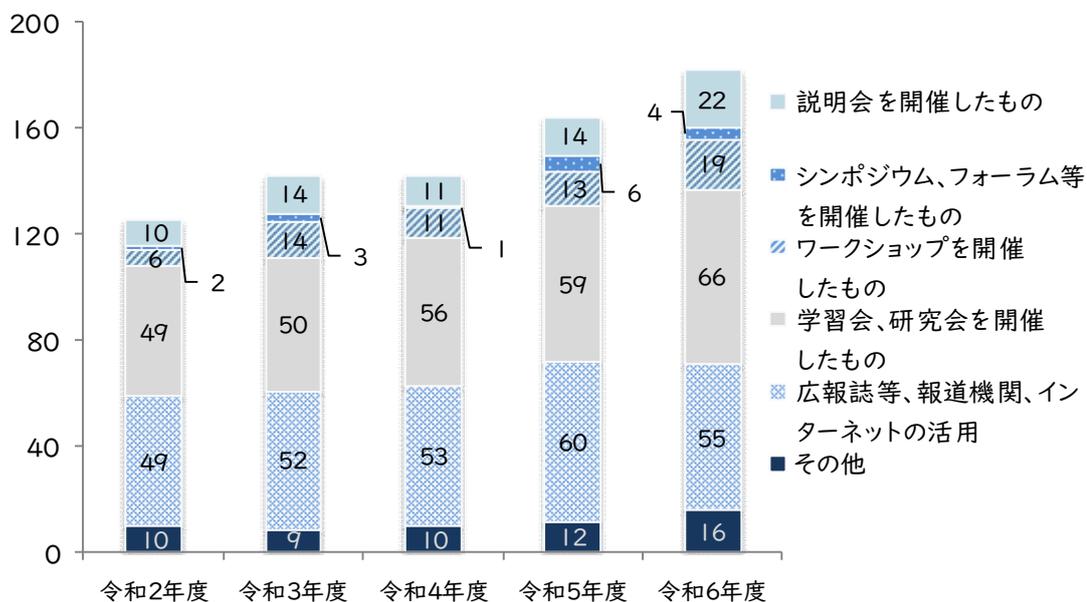
(1) 本市における市民協働参画に係る実施事業数及び施策実施課所室数は減少傾向にあります。

(図30参照)

(2) 情報の提供と共有を行った施策実施状況については、「学習会・研究会を開催」「広報誌等・報道機関・インターネットの活用」によるものが多く挙げられています。(図31参照)



【図30 市民協働参画関連施策の実施状況】



【図31 情報提供と共有を行った施策実施状況】

資料：令和6年度市民と行政・市民と市民の協働の取組（パートナーシップ）年次報告

(3) 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策について、「助成制度の実施」が最も多く、次いで「活動の場の提供」が挙げられています。(表4参照)

(4) 市民活動団体との協働した施策は、コロナ禍における活動自粛期間に減少し、その後回復の兆しはあったものの減少傾向で推移しています。(表5参照)

※表4、5について、令和2、3、4、5年度の施策数は実施した施策数と併せて括弧書きで新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した施策数を掲載しています。実施施策数に中止した施策数は含みません。

【表4 市民活動促進のために実施した施策】

項目	令和2年度 実施施策数(中止)		令和3年度 実施施策数(中止)		令和4年度 実施施策数(中止)		令和5年度	令和6年度
情報の収集及び提供	10	(1)	9		12		11	10
活動の場の提供	22		22		19		21	21
ネットワーク化の促進	6	(1)	6	(2)	8		7	7
助成制度の実施	42	(9)	46	(7)	50	(3)	47	50
その他	4	(1)	5		5		5	5
合計	84	(12)	88	(9)	94	(3)	91	93

【表5 市民活動団体と協働を行った施策】

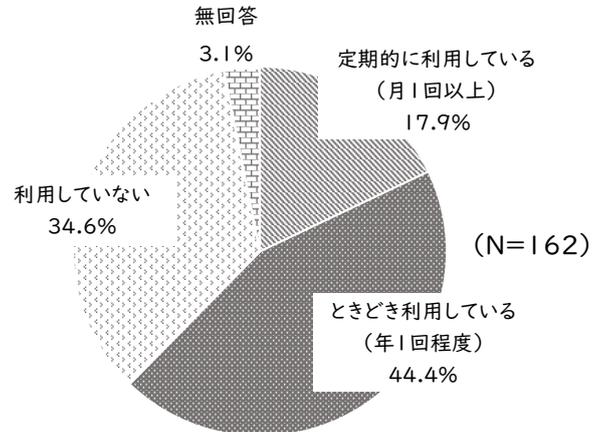
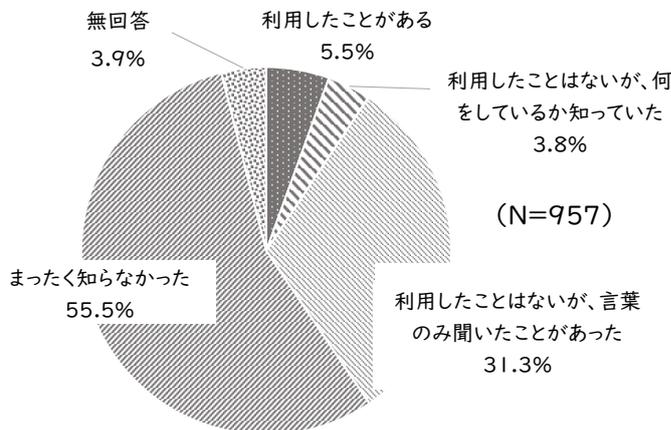
項目	令和2年度 実施施策数(中止)		令和3年度 実施施策数(中止)		令和4年度 実施施策数(中止)		令和5年度 実施施策数(中止)		令和6年度
市民活動団体へ指定管理や委託を行った施策 (契約を締結するもの)	31	(6)	28	(5)	33	(3)	38		40
市民活動団体等と協力して行った施策 (共催、事業協力)	27	(9)	28	(5)	35	(1)	31	(1)	26
合計	58	(15)	56	(10)	68	(4)	69	(1)	66

資料:令和6年度市民と行政・市民と市民の協働の取組(パートナーシップ)年次報告

現状【しものせき市民活動センター】

(1) 市民や団体への認知度が限定的

市民調査では「しものせき市民活動センターをまったく知らなかった」が55.5%と半数を超えており、利用経験がある市民はわずか5.5%でした。団体調査でも「利用していない」と回答した団体が34.6%で、コロナ禍でセンターの利用制限があった影響もあり、センター利用者は全体の一部にとどまっています。(図32、33参照)

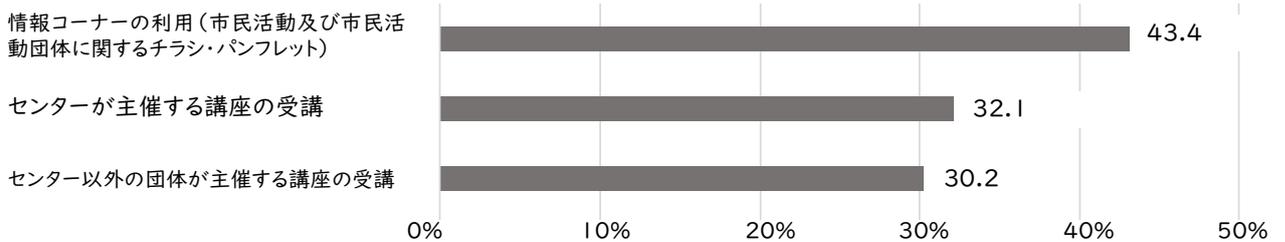


【図32 しものせき市民活動センターの利用及び認知度(市民)】

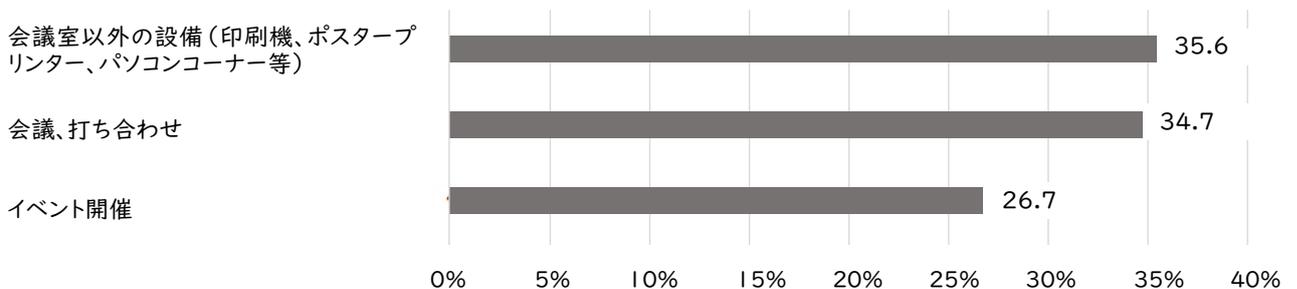
【図33 しものせき市民活動センターの利用状況(団体)】

(2) 利用内容は「情報入手・印刷・講座等」が中心／拠点として一定機能

利用者の目的としては「情報コーナーの利用(43.4%)」「センター主催講座の受講(32.1%)」「印刷機等の設備利用(35.6%/団体)」など情報収集や実務的な利用が多い一方で、交流や相談といったソフト面の活用は限定的です。(図34、35参照)また、団体活動の拠点としては一部地域では定期的にご利用されていますが、全体には“ときどき利用(年1回程度)”が多い傾向にあります。(図33参照)



【図34 しものせき市民活動センターの利用目的(市民)(上位3項目)】

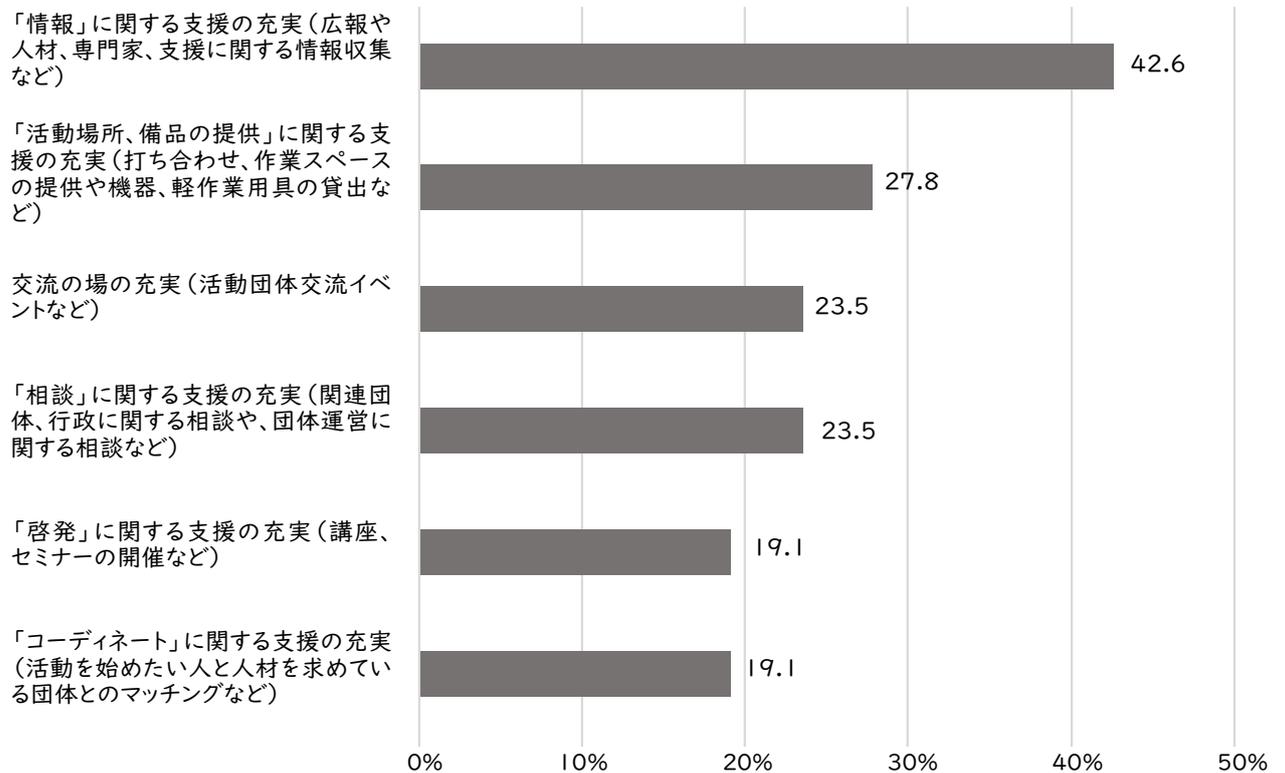


【図35 しものせき市民活動センターの利用目的(団体)(上位3項目)】

資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

(3) センターの学習・交流機会、支援機能への満足度は一定水準

団体からは「学習の機会も交流の場も充実している」との評価が比較的高く、「情報」に関する支援の充実のほか、「活動場所や備品提供」「情報提供」「交流イベント」などへの期待も高まっています。利用団体には“使いやすくなっている”“相談しやすい”等肯定的な意見も散見されました。(図36参照)



【図 36 今後しものせき市民活動センターへ期待すること(上位6項目)】

資料:市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査(令和6年度)

主要な課題

1 市民全体への認知と情報発信の強化が必要

行政は情報発信や協働支援、地域参加の制度整備・運用では一定の役割を果たしつつも、今後は“市民や団体の目線”での発信と参加促進、成果の可視化などが不可欠です。

2 しものせき市民活動センターの機能強化

しものせき市民活動センターは、情報収集や設備の提供など実務を行う基盤としての役割を果たしていますが、認知度が足りていない状況です。今後は、認知度の向上とともに、市民活動の交流拡大のため、多様な主体をつなぐ中間支援機能の強化が求められます。

第4章 計画の基本方針と施策

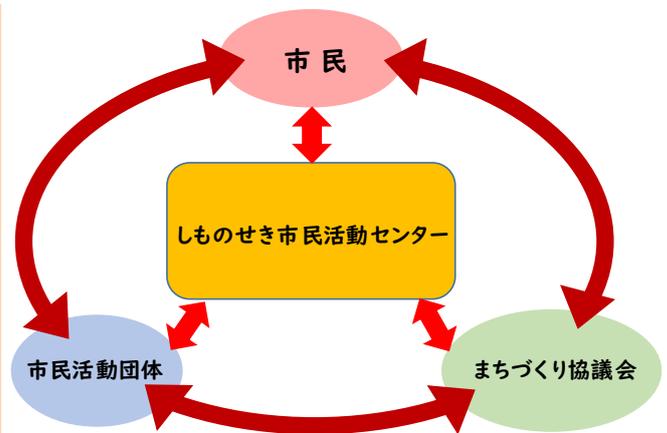
本市における市民協働を取り巻く現状や課題、「第3次下関市総合計画」の基本構想において定める「暮らしやすい、住みよいまち」の実現に向けて、市政の主人公である市民の視点を重視し、『つながる手 広がる未来 夢かなう下関』というスローガンを掲げ、市民協働参画及び市民活動の促進に取り組みます。

なお、この章において「市民活動団体」は、まちづくり協議会は含まず、区別して使用します。

スローガン

つながる手 広がる未来 夢かなう下関

「市民と市民活動団体やまちづくり協議会」、
「市民活動団体とまちづくり協議会」
など、しものせき市民活動センターをハブとして、それぞれがつながり、ネットワークが広がることにより地域課題の解決に結びつき、明るい未来が広がり夢がかなう住みよい下関となることを目指します。



スローガンの実現に向けて、4つの基本方針を定め、施策の展開方向に沿った施策を設定します。施策ごとの事業については、市民、市民活動団体、まちづくり協議会、行政、しものせき市民活動センターで区分し、それぞれの役割を明確にします。

また、各施策の実施にあたっては、目標や目的を意識し、より効果的なものとなるように検討します。

基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

基本方針2 市民活動を発展させる環境づくり

基本方針3 中間支援機能の充実
～しものせき市民活動センターの機能拡大～

基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進
～地域における協働の推進～

基本方針Ⅰ 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

【施策の展開方向】

○市民活動を促進する情報の収集及び提供

- 行政としものせき市民活動センターが連携し、幅広く市民の皆さんに市民活動について知ってもらうための取組を進めます。
- 市民協働が施策に与える影響や結果を分かりやすく情報提供し、参加の可否を含め市民が自主的な判断により市民活動に参加出来るように、協働への理解を促進します。

【具体的な施策】

(1) 情報収集と提供

多様な広報媒体を活用した幅広い世代に向けた情報の発信

- ・ より多くの市民が幅広く市民活動に参加できるためには、適切に情報を伝えることが必要です。年代やライフスタイルによって情報収集の媒体が異なるため、「市報しものせき」、市ホームページ、市公式アプリ、SNS、しものせき市民活動センター発行の「ふくふくサポートだより」、コミュニティFMなど、多様な媒体で情報発信を行います。
- ・ 市民活動団体やまちづくり協議会においても、SNS等新たな情報発信手段の積極的な活用を推奨します。

市民参画のための情報の提供と共有

- ・ 市民活動や市政に関する情報は、説明会やシンポジウム、学習会などの開催、広報誌、インターネット等を通じて提供し、市民・市民活動団体・まちづくり協議会・行政・しものせき市民活動センターで共有します。
- ・ 市民が求めている市民活動の情報を把握し、活動内容や活動への参加方法など、分野ごとに内容を広く発信・提供します。

市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有

- ・ やまぐち県民活動支援センターや他市の市民活動支援センター、下関市社会福祉協議会(福祉ボランティア)等からの情報を収集し、共有します。

市民活動に関するニーズの把握

- ・ 市民活動や市民協働参画に関する市民や市民活動団体の意識やニーズを把握するための調査を行い、その結果を公表します。

(2) 市民協働に係る啓発

市民協働への理解促進

- ・ 市民参画に関する情報や実施する施策、その結果を分かりやすく公表し、市民参画の効果の理解を促します。
- ・ 市民活動団体の活動事例や成果を広く公開し、理解を深めます。

出前講座、セミナー等の学習機会の提供

- ・ 市民活動への理解やきっかけづくりとなる出前講座やセミナー、研究会といった学習機会を提供し、新規参入を促進します。

若者、就労者等の協働への理解促進

- ・ 教育機関や事業者に対して情報提供を行い、若い世代の市民協働参画に関する意識の向上を図ります。

(3) 行政内の市民協働に対する意識向上

全庁的な職員研修の実施

- ・ さまざまな職種・職階の職員を対象に、市民協働の基本理念や先進事例、協働の意義や実践的な進め方に関する研修を実施します。これにより、市民との協働を自らの業務として捉え、部門を越えて市民活動と連携・協力できる人材の育成を図ります。

市民協働に関する内部広報の強化

- ・ しものせき市民活動センターで実施するイベントや講座、まちづくり協議会のイベントなど、市民活動の取組の情報を庁舎内イントラネット(庁内掲示板等)で周知します。これにより、日常業務の中で職員が市民協働に対する意識を高める啓発活動を進めます。

【基本方針I 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進における役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会・ 市民活動団体	行政・ 市民活動センター
多様な広報媒体を活用した幅広い世代に向けた情報の発信	○	○	○
市民参画のための情報の提供と共有	○	○	○
市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有		○	○
市民活動に関するニーズの把握	○	○	○
市民協働への理解促進	○	○	○
出前講座、セミナー等の学習機会の提供	○	○	○
若者、就労者等の協働への理解促進	○	○	○
全庁的な職員研修の実施			○
市民協働に関する内部広報の強化			○

【基本方針I 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進における成果指標】

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動の経験	参加したことがある 39.5%	参加したことがある 45.0%
市政参画の経験	参画したことがある 12.7%	参画したことがある 15.0%

資料：市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査

基本方針2 市民活動を発展させる環境づくり

【施策の展開方向】

○市民活動の場の提供

→多くの市民が幅広い市民活動に参加できる機会や、市民の抱える様々な課題に対応する市民活動団体と出会える仕組みづくり等について検討を行います。

○市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

→市民活動団体のニーズに合致した、活動しやすい環境づくりを進めるために、既存の助成制度の見直しや新たな助成制度について検討を行います。

【具体的な施策】

(1) 参加・交流機会の創出

市民活動情報を活用した交流機会の創出

- ・ 市民・市民活動団体・行政・他の市民活動支援機関等から寄せられた情報を活用し、交流の機会を創出します。

多様な参加機会の創出

- ・ 直接市民活動に参加することが難しい市民でも、SNSによる意見提供やリモートでの説明会、シンポジウムの開催、寄付等によって間接的に参加できる機会について検討します。

様々な機関との連携による活動支援

- ・ 教育機関、医療・福祉機関、民間企業等、様々な機関への情報提供や定期的に情報交換を行い、市民活動や市民参画に関する学習機会を提供することで、参加の促進を支援します。

(2) 活動を発展させる支援

市民活動団体の現状把握

- ・ しものせき市民活動センターの登録データや内閣府が公表しているNPO法人情報等を活用し、個々の団体の組織体制や活動状況、抱える課題等を把握し、よりよい活動の展開や課題解決のヒントとなる研修やイベント、意見交換会の実施について検討します。
- ・ 団体の運営や活動について、情報を公開し、団体運営の透明性の確保に努めます。

マネジメント・リーダー能力養成支援の充実

- ・ 市民活動を持続的に推進するための次期リーダー育成研修や交流の場を提供します。

相談体制の充実

- ・ 新規団体の設立や運営に関する課題への対応として、相談体制を充実します。
- ・ リスクマネジメント(危機管理、情報管理、安全管理等)に関する相談支援を実施し、安心・安全な市民活動の推進を図ります。

市民活動保険の実施

- ・ 市民が安心して市民活動に参加できるように市民活動保険を引き続き実施し、その適用範囲等を実態に即した内容に随時見直しをするとともに、制度の広報を進めます。

市民活動助成制度の活用

- ・ 市民活動団体の財政的支援ニーズを把握し、市の助成制度の見直しや情報提供を行います。各種助成金情報を集約し、各団体自らが適した制度を活用できるよう支援します。

【基本方針2 市民活動を発展させる環境づくりにおける役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会 市民活動団体	行政・ 市民活動センター
市民活動情報を活用した交流機会の創出	○	○	○
多様な参加機会の創出	○	○	○
様々な機関との連携による活動支援		○	○
市民活動団体の現状把握			○
マネジメント・リーダー能力養成支援の充実		○	○
相談体制の充実		○	○
市民活動保険の実施			○
市民活動助成制度の活用			○

【基本方針2 市民活動を発展させる環境づくりにおける成果指標】

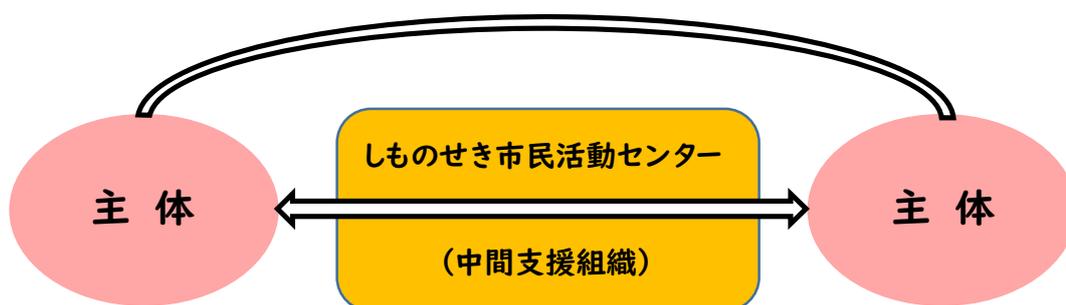
成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動を促進するために実施した施策件数	94件	100件
しものせき市民活動センターでの学習の機会・交流の場への満足度	学習の機会・交流の場 どちらにも満足している 35.8%	学習の機会・交流の場 どちらにも満足している 40.0%

資料：市民と行政・市民と市民の協働の取組（パートナーシップ）年次報告
市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査

基本方針3 中間支援機能の充実 ～ものせき市民活動センターの機能拡大～

【施策の展開方向】

- 市民活動団体、まちづくり協議会、ボランティアギルド等、各団体間のネットワーク化の促進
→市民活動や市民同士が交流できる場を提供することで、市民活動と市民主体のまちづくりの推進を目的とした「ものせき市民活動センター」の中間支援機能を拡大し、それぞれの活動の活性化を目指します。
- 市民活動団体やまちづくり協議会に対して、活動事例の情報提供や法人化相談を行うなど市民活動センターによる支援を強化します。



中間支援組織は、主体同士をつなぐ役割を果たします。

※ただし、中間支援組織を通さなければ協働できないというものではありません。

【具体的な施策】 ※この図で主体とは、市民・市民活動団体・まちづくり協議会・事業者・行政などです。

(1) 情報共有・意見交換の仕組みづくり

市民や各団体をつなぐ仕組みの発展

- ・ ボランティア情報を集約し、参加希望者と受入団体をつなぐボランティアギルド制度を更に充実させます。
- ・ 参加意欲のある市民が興味のある分野や活動を見つけて参加できるよう、ものせき市民活動センターを通じて市民活動団体とのつながりをコーディネートします。
- ・ 市民活動団体やまちづくり協議会、市民や行政など多様な主体同士をつなぐ仕組みを構築します。

オンライン交流会の促進

- ・ 各団体が気軽に参加できるオンラインによる情報交換や協議プラットフォーム（専用SNSや掲示板、Web会議ツール等）など、地理的・時間的制約を越えて、団体間の交流や相談、情報収集や発信ができる仕組みを検討します。

活動事例・協働プロジェクトの集約、共有ポータル構築

- ・ 市民活動センターのホームページ等において、各団体の活動事例や協働プロジェクトの紹介、今後のイベントや連携希望情報、ボランティア募集情報などを集約・発信するポータルサイトを強化します。また、実績・経験の可視化により相互の学びや新たな連携を促進します。

(2) 地域コーディネーター機能の構築

協働コーディネーターの配置

- ・ しものせき市民活動センターに、市民活動団体やまちづくり協議会、市民や行政など多様な主体のつなぎ役となり、連携の呼びかけや協働事業の立ち上げ、課題解決のためのマッチング等を行う協働コーディネーターの配置を目指します。
- ・ 市民活動センターの次期指定管理業務を見直し、令和9年度から、まちづくり協議会の支援に関する業務の本格導入を目指します。

地域コーディネーターの養成・地域人材の育成

- ・ 現場でコーディネート力を発揮する人材（地域コーディネーター※13）を増やすため、実践的な養成研修やOJT※14、勉強会を実施します。団体スタッフや一般市民等を対象に、ネットワーク形成やファシリテーション※15、課題解決などのスキルを磨き、地域ぐるみでの協働推進力を底上げします。
- ・ まちづくり協議会の人材育成のための系統的な研修の実施を目指します。

※13 地域コーディネーター：通常の人材派遣コーディネーターとは異なり、事業だけでなく地域全体を良くするための視点を持ちながら人材と事業者のマッチングやサポートなどの活動を行う仲介役兼伴走支援者のこと。地域に密着しながら、住人や事業者のやりたいこと・困ったことを見つけ出してプロジェクト化する。

※14 OJT：「On-the-Job Training」の略で、日本語では「職場内訓練」と訳される。OJTは、職場で実際の仕事を通じてスキルや知識を習得するためのトレーニング手法。上司や先輩が仕事のやり方を教えながら実践的に育成する方法で、実際の業務環境での経験を通じて、理論と実践を結びつけることができるため、即戦力として育成する効果が高いとされている。

※15 ファシリテーション：グループ・ディスカッションや会議の進行を円滑にするための技法やプロセス。

【基本方針3 中間支援機能の充実における役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会・ 市民活動団体	市民活動センター 行政
市民と各団体をつなぐ仕組みの発展		○	○
オンライン交流の促進		○	○
活動事例、協働プロジェクトの集約、共有ポータル構築		○	○
協働コーディネーターの配置		○	○
地域コーディネーターの養成・地域人材の育成			○

【基本方針3 中間支援機能の充実における成果指標】

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動団体及びまちづくり協議会とボランティアギルド登録者とのマッチング件数	15件	30件
各団体同士のマッチング件数	— ※新規	5件

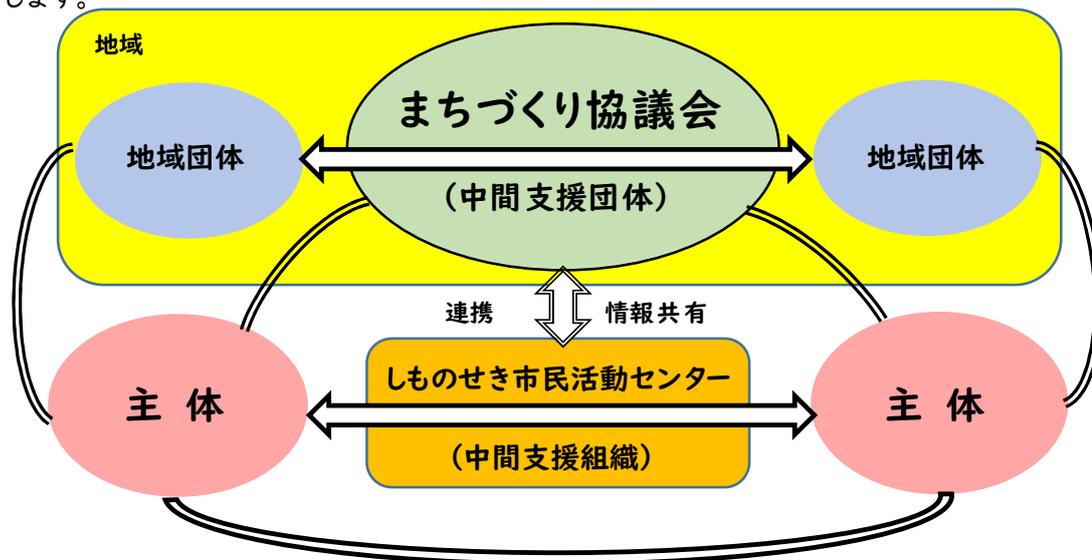
資料:しものせき市民活動センター登録件数

基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進 ～地域における協働の推進～

【施策の展開方向】

○まちづくり協議会の運営及び活動への支援

→地域の特性や課題に応じたまちづくり協議会の自主的な運営と活動を支援するとともに、人材育成や資金確保、活動評価を推進し、住民自治による継続的で自律的な地域運営の実現を目指します。



※この図で主体とは、市民・市民活動団体・事業者・行政などです。

【具体的な施策】

(1) まちづくり協議会の運営及び活動への支援

各地区の中間支援団体としての役割

- ・ まちづくり協議会の主な役割は地域の関連団体のネットワークの構築であり、協議会のもつネットワーク、相互補完によって各団体でこれまで解決できなかった課題を連携し解決していくことです(=地域づくり=住民自治によるまちづくり)。
- ・ 地域のネットワーク構築の中心的存在として、地域団体の実態を把握し、情報提供やネットワーク化を行うことで、団体間の連携強化を推進するため、しものせき市民活動センターの協働コーディネーターと連携しながら、まちづくり協議会において、地域内の連絡調整役となる人材の育成を目指します。

効果的なまちづくり交付金の運用

- ・ それぞれの地域の課題解決や実現したいまちづくりの方向性に沿うよう交付金の仕組みを見直し、市民が求める役割を果たせる活動を支援します。

活動評価制度の導入

- ・ 各地区のまちづくり計画の進捗状況を地域住民と共有しながら、まちづくり協議会が自らの活動を振り返り、活動内容の費用対効果について考え、活動の効果や課題を検証するため、「活動評価制度」の導入を検討します。

(2) 地域づくりの人材育成

プロジェクト制の推進

- ・ 地域活動の担い手の高齢化や人材不足が課題となっている中で、個人や団体のもつスキルや人材の発掘にもつながり、参加者のすそ野を広げていくための取組として、引き続きプロジェクト制を推奨します。

(3) 自主財源確保の推進

クラウドファンディングなどの寄付金活用の導入

- ・ まちづくり交付金の使途は一定の制限があり、まちづくり協議会の活動の拡大や充実が期待される中で、より効果的にまちづくり活動を継続していくためには、新たな財源を確保する必要があります。継続的に収益事業が行えるような組織づくりには様々な課題もあることから、不特定多数からの資金を調達する仕組みとして、クラウドファンディングなどの寄付金の活用を推進します。

【基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進における役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会 市民活動団体・	市民活動センター 行政・
各地区の中間支援団体としての役割		○	○
効果的なまちづくり交付金の運用		○	○
活動評価制度の導入		○	○
プロジェクト制の推進		○	○
クラウドファンディングなどの寄付金活用の導入		○	○

【基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進における成果指標】

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
住民自治によるまちづくり（まちづくり協議会）の取組が進んできたと感じる市民の割合	14.7%	16.0%

資料：下関市市民実感調査

第5章 計画の推進

1 市の推進体制

(1) 下関市市民協働参画推進本部

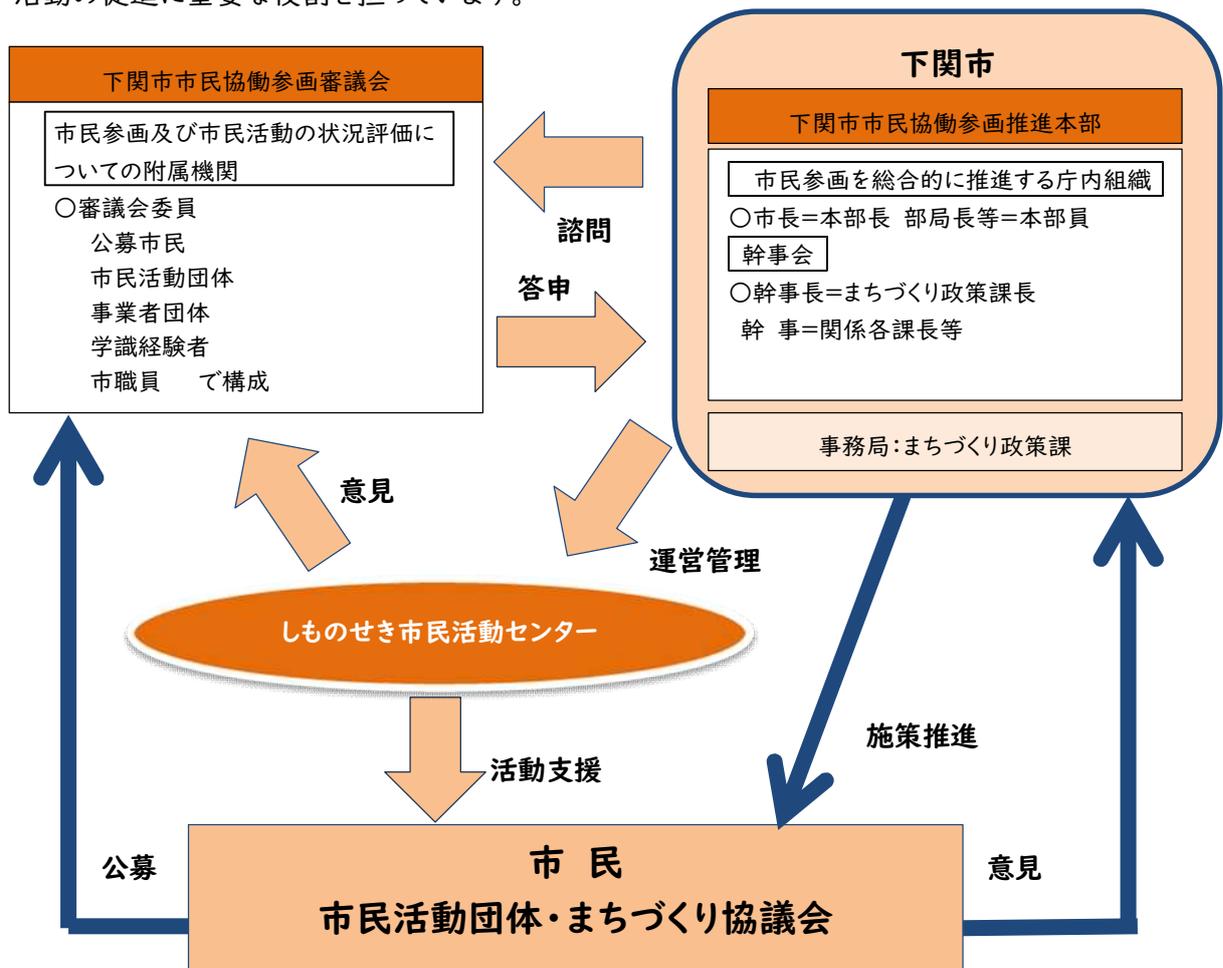
庁内における推進体制として、市長を本部長とし本計画に基づく市民活動促進諸施策について検討・調整を行い、全庁をあげて計画の推進を図ります。

(2) 下関市市民協働参画審議会

下関市市民協働参画条例の規定に基づき、本計画の進捗状況も含め、市民活動の状況評価について審議し、施策についての意見提言を行います。

(3) しものせき市民活動センター

市民活動の拠点施設として、市民、市民活動団体、事業者、行政などをつなぎ、地域社会の課題の解決に取り組む市民活動の支援を行っています。本計画においては、中間支援組織として市民活動の促進に重要な役割を担っています。



【図37 市の推進体制】

2 進捗状況管理・評価・公表

(1) 進捗状況管理

本計画で示す施策の進捗状況は、下関市市民協働参画条例第16条に定める年次報告において、その状況を調査し把握します。

また、まちづくり協議会については、ネットワーク会議等において取組状況を報告し、まちづくり協議会からの評価・検証を受けながら、施策・事業の進め方や計画の見直しに反映させていきます。

(2) 評価

下関市市民協働参画審議会において、市民参画及び市民活動の状況とともに評価を行います。

(3) 公表

市民参画及び市民活動の状況と併せて、市議会の所管委員会に報告するとともにこれを公表します。公表の方法は、下関市市民協働参画条例施行規則第3条に掲げる方法により行います。

資料編 目次

1	下関市市民協働参画条例	1
2	下関市市民協働参画条例施行規則	5
3	下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例	6
4	下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則	8
5	第5次下関市市民活動促進基本計画策定について	12
6	まちづくり協議会の概要	13
7	しものせき市民活動センターの概要	17
8	下関市市民協働参画審議会	18
9	第5次下関市市民活動促進基本計画【体系図】	21

Ⅰ 下関市市民協働参画条例

平成17年2月13日 下関市条例第134号

私たち下関市民は、「海峡の恵み」と「歴史の心」に育まれた「明日への希望に燃えているまち下関」をこよなく愛しています。先人の努力のたま物であるこのまちを、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」として築き上げ、未来の世代に引き継いでいきたいと願っています。

世の中の大きな流れの中で、私たちは、今、教育、保健、医療や福祉等子どもから高齢者までにかかわる問題、また、地域の安全、災害対策、環境保全やコミュニティづくり等住みよい環境づくりにかかわる問題、更に、人権、男女共同参画、文化やスポーツ等人々の生き方にかかわる問題等市民生活に密接にかかわる分野で様々な問題に直面しています。

市民の価値観が多様化、個性化している今日、これらの問題を自らの課題として受けとめ、市民一人ひとりが「社会のために何ができるか」と問い直し、自らの責任と役割を明らかにしながら、その解決に取り組んでいくことが大切になっています。

下関市は、「市政の主人公は市民である」という基本理念の下に、各種の審議会や運営委員会を設置するとともに、直接市民と話し合いの場を持つ等広く市民の意見を求める努力を続けています。

一方、市民の間においては、NPO活動（民間非営利組織活動）やボランティア活動、地域のコミュニティ活動等の市民活動を通して、「何かをしなければならない」という社会的使命感をもった活動が少なからず展開されています。

私たちは、このような状況を踏まえ、市民と行政、市民と市民が対等の関係において、それぞれの英知を集め実践力をつなぎあい、「協働」する「市民参画」という新しい社会システムを築き、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」を創造することを願い、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民参画という新しい社会システムの推進に関する基本理念及びその実現に関する基本的な事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を協働して図ることにより、快適な環境を有する都市の創造に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、及び協力して行動することをいう。
- (2) 市民参画 市民及び市民活動団体（以下「市民等」という。）が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自律的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協働することをいう。
- (3) 市民活動 自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動又は地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。
- (4) パートナーシップ 協働を実現するための友好的な協力関係をいう。
- (5) 市民活動団体 組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの

エ 営利を目的とするもの

(6) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(7) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、協働の関係を構築し、相互のパートナーシップが確立された市民参画型社会の実現及び発展に努めるものとする。

2 市民等及び市は、市民参画を推進するため、それぞれが有する情報の提供及び共有に努めるものとする。

3 市は、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民活動の促進に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の回りの事について、自らできることを考え、行動するとともに、進んでまちづくりへの参加に努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、市民参画型社会の実現及び発展に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に自らの活動の公益性を検証するとともに、情報を市民に提供することにより、市民活動についての市民等の理解の促進に努めるものとする。

(事業者の配慮等)

第6条 事業者は、市民参画に対する理解を深めるとともに、その発展の寄与に努めるものとする。

2 事業者は、市民活動の果たす役割の重要性への理解を深めるとともに、市民活動に対する支援に配慮するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、市民参画が図られるよう努めるものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、市民活動を促進するための環境整備に努めるものとする。

(市民参画の対象)

第8条 市民参画の対象とする実施機関の施策は、原則として次のとおりとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 実施機関は、前項各号に掲げる施策以外の施策についても、市民参画を図ることができる。

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないものとする。

(1) 定型的又は経常的に行うもの

(2) 軽易なもの

(3) 緊急に行わなければならないもの

(4) 市内部の事務処理に関するもの

(5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(6) 市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により別に税目を起こす場合を除く。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

(市民参画の方法)

第9条 実施機関は、説明会の開催、アンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施等の方法により効果的な市民参画の実現に努めるものとする。

(市民参画の方法の公表)

第10条 実施機関は、できる限り早い時期に、市民参画の方法について公表するよう努めるものとする。

(留意事項)

第11条 実施機関は、市民参画の方法を実施するときは、次の事項に留意するものとする。

(1) 効果が期待できる手法を講じること。

(2) 市民等が幅広く参加できる手法を講じること。

(3) 高度な専門性を有する施策にあっては、当該施策に関し深い知識を有する市民等の参加が得られるようにすること。

(4) 地域性を有する施策にあっては、当該施策の対象となる地域の市民等の参加が得られるようにすること。

(5) 営利を目的としたものの関与を排除すること。

(情報の提供と共有)

第12条 市民等及び市は、市民参画を推進するため、相互に情報を提供し、及び共有することに努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、個人情報の保護に配慮するものとする。

2 実施機関は、市民参画を推進するため、市政に関する情報を、適切な時期に、適切な方法により市民等に提供するよう努めるものとする。

(広聴)

第13条 実施機関は、市民参画を推進するために、手紙、電子メール等による提案、質問等の受付、アンケートの実施、直接的な対話の実施等の方法により、市民等の意識の把握及び意見の聴取に努めるものとする。

(附属機関等の委員)

第14条 実施機関は、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び調停、審査、諮問、調査等を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等を行うため、要綱等の定めるところにより設置される組織をいう。以下同じ。)の委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、一部又は全部の委員を公募により選出された委員(以下「公募委員」という。)とするとともに、男女比率、年齢構成、在期数及び他の附属機関等の委員との兼職状況等を勘案して選考するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属機関等に公募委員を含まないことができるものとする。

(1) 法令の規定により委員の構成が定められている場合

(2) 専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う場合

(3) その他公募に適さない事案を取り扱う場合

(市民活動を促進するための環境整備)

第15条 市長は、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民活動を促進するための環境整備に関する基本的な計画(以下「市民活動促進基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、市民活動の重要性に対する市職員の理解を促進するとともに、第7条第2項の規定に基づく環境整備として、支援における公平性及び市民活動の自律性に配慮しつつ、予算の範囲内で次の事項を実現するための施策の実施に努めるものとする。

(1) 市民活動を促進する情報の収集及び提供

- (2) 市民活動の場の提供
- (3) 市民活動のネットワーク化の促進
- (4) その他市民活動を側面的に支援する助成制度の実施
(年次報告)

第16条 市長は、毎年、市民参画及び市民活動の状況について、公表するものとする。

(下関市市民協働参画審議会の設置)

第17条 市長は、市民活動促進基本計画の策定並びに市民参画及び市民活動の状況の評価に関することについて諮問するため、下関市市民協働参画審議会(以下「協働参画審議会」という。)を附属機関として設置する。

2 協働参画審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募に応募した市民
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 事業者等で構成する団体の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協働参画審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(適用除外)

第18条 この条例の定めるところにより実施機関が市民参画の方法を実施した場合に、法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この条例の規定は適用しない。

(条例の見直し)

第19条 市は、必要に応じ、この条例の見直しを行うものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に、下関市市民協働参画条例(平成15年下関市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第17条第4項の規定にかかわらず、平成17年9月21日までとする。

附 則(平成22年3月26日条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月21日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 下関市市民協働参画条例施行規則

平成17年2月13日 下関市規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市市民協働参画条例(平成17年条例第134号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参画の方法)

第2条 条例第9条に規定する説明会の開催に当たっては、当該説明会に係る市民参画の対象とする施策(以下「対象施策」という。)、開催日時、開催場所、参加対象者、対象施策の概要等の情報を原則として当該説明会の開催の日の1月前までに公表するとともに、対象施策に関する資料を事前に提供するように努めるものとする。

2 前項に定める提供は、手渡し、郵送、公表等によるものとする。

3 条例第9条に規定するアンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施等については、その実施の方法、留意事項等を別に定めるものとする。

(公表の方法)

第3条 条例第10条及び第16条並びに前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うよう努めるものとする。

(1) 実施機関の発行する広報誌等への掲載

(2) 担当窓口等での閲覧又は配布

(3) インターネットによる閲覧

(4) その他市長が必要と認める方法

2 公表を行った場合には、併せて報道機関への情報提供その他適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。

(意見等への回答)

第4条 実施機関は、条例第13条に規定する市民等の意識の把握及び意見の聴取に際し、回答を要するものについては、受付期間等に別途定めがある場合を除き、受け付けた日の翌日から起算して30日以内に回答を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第5条 条例第16条の規定による年次報告に記載する事項は、原則として次のとおりとする。

(1) 市民参画の対象とした施策及び市民参画の方法

(2) 情報の提供と共有を行った施策

(3) 実施機関の施策の推進に関して市民から提出された意見の件数及び回答状況

(4) 条例第14条に規定する附属機関等における委員構成の状況

(5) 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策

(6) 市民活動団体と協働を行った施策及び協働の方法

(7) 市内の市民活動の状況に関する事項

2 前項の年次報告は、年度終了後、できる限り早い時期に行うものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例

平成 26 年 9 月 30 日 下関市条例第 54 号

(目的)

第1条 この条例は、住民自治によるまちづくりについて、基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切に、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民自治によるまちづくり 市民等が合意に基づき、地区における共通の課題の解決や地域活性化を目的として行う活動をいう。
- (2) 地区 市の区域を一定の条件で区切った規則で定める地区をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員となり自主的に形成する組織で第5条第3項の認定を受けたものをいう。
- (4) 市民等 地区における次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内で活動する市民活動団体等
 - ウ 市内で事業を営む者又は市内に存する事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校等に通う者
- (5) まちづくり計画 住民自治によるまちづくりを計画的に実施するためにまちづくり協議会が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。

(基本理念)

第3条 市民等は、地区内の市民等の意思に基づき、自主的かつ主体的に住民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と市は、互いの役割と立場を尊重し、協働して住民自治によるまちづくりを推進するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために、市民等の自主性及び主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。

(協議会の設立等)

第5条 市民等は、市長の認定を受けて、地区に1の協議会を設立することができる。

2 市民等は、前項の規定により協議会を設立しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、規則で定める基準に適合していると認めるときは、協議会の設立を認定するものとする。

(協議会の役割)

第6条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 市民等が住民自治によるまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し情報を共有するためのネットワークの構築を図ること。
- (2) 地区の身近な課題の解決又は地域活性化のための方策及びまちづくり計画を立案するとともに、規則で定める活動を行うこと。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、市民等が開かれた運営を行い、意思決定については、民主的かつ効率的な方法により行うものとする。

(協議会の変更)

第8条 協議会は、第5条第2項の規定により申請書に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更について市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(協議会の認定の取消し)

第9条 市長は、協議会の運営等が規則で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(市の支援)

第10条 市は、協議会が住民自治によるまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、予算の範囲内において財政上の支援その他の支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

4 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則

平成 26 年 11 月 27 日 下関市規則第 111 号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例(平成 26 年条例第 54 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり協議会の地区)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める地区は、下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 17 号)別表に規定する1の中学校の通学区域(以下「通学区域」という。)の範囲とする。ただし、その範囲が地域の実情に合わない場合にあつては、当該通学区域を基礎として地縁等により区切った範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、市民等は、まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設立しようとする場合において、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現のため必要があるときは、次に掲げる事項を勘案し前項の規定による複数の地区を1の地区とすることができる。

(1) 市民等がまちづくりの課題を共有し、ネットワーク化及び相互補完を図りながら、効率的かつ効果的にまちづくりの課題の解決及び地域活性化に取り組むことができること。

(2) 地区の範囲が他の協議会と均衡が図られていること。

(3) 他の協議会の地区と重複しないこと。

(協議会の認定申請)

第3条 条例第5条第2項に規定する申請書は、まちづくり協議会認定申請書(様式第1号)とする。

(協議会の設立認定)

第4条 条例第5条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住民自治によるまちづくりを推進することを目的として設立される組織であること。

(2) 市民等に開かれた民主的かつ効率的な組織であること。

(3) 自主的かつ主体的な運営ができる組織であること。

2 市長は、条例第5条第3項の規定による審査の結果、協議会の設立を認定したときにあつてはまちづくり協議会認定通知書(様式第2号)により、認定しないときにあつてはその旨を書面により通知するものとする。

3 市長は、条例第5条第3項の規定により協議会の設立を認定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 協議会の名称

(2) 協議会の事務所の所在地

(3) 協議会を設立した地区の町名の一覧

(4) 認定年月日

(協議会の活動)

第5条 条例第6条第2号の規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

(1) 地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動

(2) 地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動

(3) 地区内外における地域交流に関する活動

(4) 地区の特性である地域資源の活用に関する活動

(5) 地区における市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動

(6) 地区の課題の解決のための市との協働に関する活動

(7) 市の事業への協力及び市からの提案等に対する意見集約に関する活動

(8) 前各号に掲げるもののほか、地区において必要な住民自治によるまちづくりに関する活動

2 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(協議会の変更)

第6条 条例第8条の規定による変更の申請は、まちづくり協議会認定内容変更申請書(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第8条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更であって、市長が軽微な変更と認めるものとする。

(1) 構成する団体等の名簿

(2) 役員名簿

(3) 組織図

(4) 事業計画書

(5) 予算書

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が指定する事項

3 第4条第2項及び第3項の規定は、条例第8条の規定による変更の申請について準用する。

(協議会の認定の取消し)

第7条 条例第9条の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 協議会が第4条第1項各号の基準に適合しないとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により協議会の認定を受けたとき。

(3) 協議会の運営において、不正な行為があったとき。

(4) 協議会としての活動の実態がなく、かつ、活動が行われる見込みがないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が協議会の認定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、条例第9条の規定により協議会の認定を取り消したときは、まちづくり協議会認定取消通知書(様式第4号)により当該協議会に通知するものとする。

3 市長は、条例第9条の規定により協議会の認定を取り消したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 協議会の名称

(2) 協議会に係る地区の町名の一覧

(3) 取消理由

(4) 取消年月日

(協議会の解散)

第8条 条例第5条第3項の規定による認定を受けた協議会は、協議会を解散するときは、あらかじめ、その旨を記載したまちづくり協議会解散届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 協議会の名称

(2) 協議会に係る地区の町名の一覧

(3) 解散年月日

(情報公開等)

第9条 協議会は、活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を推進するとともに、

より効果的な活動を行うため、他の協議会との情報交換及び連絡調整を積極的に行うものとする。

- 2 協議会（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当する協議会を除く。）は、その活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第1号、様式第3号及び様式第5号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和5年1月13日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 協議会の名称
代表者住所
代表者氏名
連絡先電話番号

_____ 地区まちづくり協議会認定申請書

_____ 地区において、まちづくり協議会を設立したいので、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 協議会の名称	
2 事務所の所在地	〒 下関市
3 代表者氏名	
4 設立年月日	

（添付資料）
(1) 協議会の規約
(2) 協議会を構成する団体等の名簿
(3) 協議会の役員名簿
(4) 地区の町名の一覧
(5) 組織図（協議会の組織構成が分かるもの）
(6) 1事業年度の事業計画書
(7) 1事業年度の予算書

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

_____ 地区まちづくり協議会

代表者 様

下関市長 印

_____ 地区まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった_____地区まちづくり協議会の設立の認定については、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則第4条第1項各号の基準に適合していると認め、_____地区まちづくり協議会の設立を認定したので、その旨通知します。

1 協議会の名称	
2 事務所の所在地	〒 下関市
3 認定年月日	
4 備 考	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 下関市長

申請者 協議会の名称
代表者住所
代表者氏名
連絡先電話番号

地区まちづくり協議会認定内容変更申請書

年 月 日付け下 第 号で認定通知があった 地区まちづくり協議会の内容を変更したいので、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例第8条の規定により、次のとおり内容の変更を申請します。

変更内容	変更後	変更前	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

(注) 変更内容の詳細を示す資料等があれば添付してください。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

地区まちづくり協議会

代表者 様

下関市長

印

地区まちづくり協議会認定取消通知書

下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則第7条第1項に掲げる事由に該当すると認められるため、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例第9条の規定により、地区まちづくり協議会の認定を取り消したので、その旨通知します。

1 協議会の名称	
2 取消理由	
3 取消年月日	
4 備考	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

(宛先) 下関市長

届出者 協議会の名称
代表者住所
代表者氏名
連絡先電話番号

地区まちづくり協議会解散届出書

地区まちづくり協議会を解散するので、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 協議会の名称	
2 認定年月日	
3 解散年月日	
4 解散理由	
5 備考	

5 第5次下関市市民活動促進基本計画策定について

(1) 策定経緯

令和6年度	市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査
令和7年 6月	第1回市民協働参画審議会
令和7年 7月	第1回市民協働参画推進本部会議
令和7年 8月	第2回市民協働参画審議会 諮問
令和7年 9月	第3回定例会総務委員会 報告
令和7年 9月	第2回市民協働参画推進本部会議(書面開催)
令和7年 9月	ワークショップの開催
令和7年 9月	まちづくり協議会への説明(第1回ネットワーク会議)
令和7年 9月	第3回市民協働参画審議会
令和7年 10月~11月	パブリックコメントの実施
令和7年 10月~11月	まちづくり協議会への意見聴取
令和7年 12月	第4回定例会総務委員会 報告
令和7年 12月	第4回市民協働参画審議会
令和8年 1月	市民協働参画審議会 答申
令和8年 1月	第3回市民協働参画推進本部会議(書面開催)
令和8年 3月	第1回定例会総務委員会 報告
令和8年 3月	公表

(2) ワークショップ開催結果

開催日時	令和7年9月20日(土曜日)13時30分~16時30分	  開催の様子はこちら
開催場所	しものせき市民活動センター	
テーマ	市民活動をもっと楽しく! ワークショップ	
内容	市民活動や活動団体、まちづくり協議会の5年後の姿をイメージし、市民活動を更に活発化させるしかけをグループワークを通じて話し合う	
参加者	市内に在住または通勤・通学・活動している方 18人	

(3) パブリックコメント実施結果

募集期間	令和7年10月6日~令和7年11月6日	  結果の詳細はこちら
閲覧場所等	本庁舎、各総合支所(4) 本庁管内各支所(12)、市ホームページ、 下関市立中央図書館、下関市民センター、 しものせき市民活動センター(ふくふくサポート)	
応募状況	応募者数 9人 応募件数 32件	

6 まちづくり協議会の概要

※ 人口及び世帯数:令和7年10月1日時点

協議会の名称	中東地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年10月6日 (設立総会::平成27年10月6日)		
事務所の位置	唐戸町4番1号 カラトピア5階		
人口	20,045 人	世帯数	11,599 世帯
面積	7.77 km ²	中学校区	日新中学校・名陵中学校

協議会の名称	西部地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年2月2日 (設立総会::平成28年1月31日)		
事務所の位置	伊崎町一丁目4番30号 西部公民館内		
人口	9,897 人	世帯数	6,567 世帯
面積	3.25 km ²	中学校区	文洋中学校

協議会の名称	向洋地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年9月1日 (設立総会::平成28年8月28日)		
事務所の位置	向洋町14番1号 向山小学校内		
人口	8,304 人	世帯数	4,897 世帯
面積	1.92 km ²	中学校区	向洋中学校

協議会の名称	山の田地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年6月14日 (設立総会::平成28年6月10日)		
事務所の位置	山の田東町4番13号 北部公民館内		
人口	17,282 人	世帯数	9,292 世帯
面積	3.77 km ²	中学校区	山の田中学校

協議会の名称	彦島地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年7月21日 （ 設立総会：平成28年7月16日 ）		
事務所の位置	彦島江の浦町一丁目3番1号 彦島公民館内		
人口	22,005人	世帯数	11,997世帯
面積	11.26 km ²	中学校区	彦島中学校・玄洋中学校

協議会の名称	長府地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年1月15日 （ 設立総会：平成28年1月13日 ）		
事務所の位置	長府亀の甲二丁目2番1号 豊浦小学校内		
人口	15,623人	世帯数	7,924世帯
面積	10.33 km ²	中学校区	長府中学校

協議会の名称	長府東部地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年4月5日 （ 設立総会：平成28年4月3日 ）		
事務所の位置	長府松小田北町14番1号 長府小学校内		
人口	10,921人	世帯数	5,875世帯
面積	7.29 km ²	中学校区	長成中学校

協議会の名称	東部5地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月1日 （ 設立総会：平成27年11月29日 ）		
事務所の位置	小月本町一丁目7番7号 小月公民館内		
人口	24,721人	世帯数	12,154世帯
面積	73.39 km ²	中学校区	東部中学校・木屋川中学校

協議会の名称	勝山地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年12月15日（設立総会：平成28年12月11日）		
事務所の位置	秋根南町二丁目4番33号 勝山公民館内		
人口	24,699人	世帯数	12,936世帯
面積	21.94 km ²	中学校区	勝山中学校

協議会の名称	内日地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年1月26日（設立総会：平成28年1月24日）		
事務所の位置	大字内日下1146番地5 内日公民館内		
人口	989人	世帯数	517世帯
面積	29.64km ²	中学校区	内日中学校

協議会の名称	川中地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年9月28日（設立総会：平成28年9月22日）		
事務所の位置	伊倉町二丁目1番1号 川中公民館内		
人口	33,569人	世帯数	16,664世帯
面積	10.96 km ²	中学校区	川中中学校・垢田中学校

協議会の名称	安岡地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月15日（設立総会：平成27年12月13日）		
事務所の位置	富任町五丁目10番1号 やすらガーデン内		
人口	14,176人	世帯数	7,137世帯
面積	16.39 km ²	中学校区	安岡中学校

協議会の名称	吉見地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年11月4日（設立総会：平成27年10月31日）		
事務所の位置	吉見下 1533 番地 吉見公民館内		
人口	4,905 人	世帯数	2,873 世帯
面積	26.50 km ²	中学校区	吉見中学校・蓋井中学校

協議会の名称	菊川地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年9月28日（設立総会：平成27年9月27日）		
事務所の位置	菊川町大字田部747番4 菊川総合支所第3庁舎内		
人口	7,083 人	世帯数	3,425 世帯
面積	83.78 km ²	中学校区	菊川中学校

協議会の名称	豊田地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年2月2日（設立総会：平成28年1月31日）		
事務所の位置	豊田町大字矢田 149 番地 1 豊田生涯学習センター内		
人口	4,131 人	世帯数	2,158 世帯
面積	163.47 km ²	中学校区	豊田中学校

協議会の名称	豊浦地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月1日（設立総会：平成27年11月28日）		
事務所の位置	豊浦町大字川棚 7112 番地4 豊浦コミュニティ情報プラザ内		
人口	15,032 人	世帯数	7,812 世帯
面積	75.86 km ²	中学校区	夢が丘中学校・豊洋中学校

協議会の名称	豊北地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月8日（設立総会：平成27年12月5日）		
事務所の位置	豊北町大字神田1199番地1 豊北生涯学習センター内		
人口	7,066人	世帯数	3,890世帯
面積	168.64 km ²	中学校区	豊北中学校

7 しものせき市民活動センターの概要

下関市竹崎町四丁目4番2号 ヴェルタワー下関2階
TEL/083-231-1826 FAX/083-232-1881

詳細はこちら→



開館時間 月曜日～土曜日 9:00～22:00 日曜日・祝日 9:00～18:00
休館日 12月29日～1月3日

～ 機能の一部のご紹介 ～

■ 相談コーナー ■

助成金やNPO法人の設立、市民活動保険、イベントの企画等に関する相談を受け付けます。

■ 会議室の利用 ■

3つの会議室(小・中・大)を備えています。利用状況はホームページでも確認できます。

■ ボランティア募集情報の発信 ■

ボランティアをしたい方、興味のある方に登録(ボランティアギルド制度)いただき、ボランティア情報を提供しています。

■ 団体登録制度 ■

市民活動団体に関する情報の収集及び市民への情報提供を目的に登録制度を運用しています。登録した団体は会議室使用料の半額、優先的な会議室予約、施設内設備の利用、情報誌への記事掲載等のメリットがあります。

■ 設備利用 ■

コピー機、閲覧用パソコンやワークスペース、自動販売機が備わっています。無料Wi-Fiもあります。登録団体はポスタープリンター、紙折り機、スキャナー等を利用することができます。

8 下関市市民協働参画審議会

(1) 規則

下関市市民協働参画審議会運営規則

平成17年2月13日 下関市規則第79号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市市民協働参画条例(平成17年条例第134号。以下「条例」という。)第17条第5項の規定に基づき、下関市市民協働参画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、審議会委員(以下「委員」という。)の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 審議会に、条例第17条の規定により市長から諮問される市民活動の状況の評価に関するこのうち、条例第2条第5号に規定する市民活動団体が実施する事業で、市が助成の対象とするものの公益性その他の助成要件について審査するため、助成事業審査部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する5人以内の者をもって構成する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、前項の部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

4 第2条第2項及び第3項の規定は、部会長及び副部会長に準用する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、必要があると認められるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月23日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 下関市市民協働参画審議会 委員名簿

令和7年12月22日現在委員(敬称略)

条例上の区分	氏名	所属等	備考
第1号委員 公募委員	穂山 陽介		
	加藤 江里子		
	北尾 洋二		
	洲澤 育範		
	田中 信		
	山崎 知代		
第2号委員 市民活動団体 関係者	荒牧 利男	下関市連合自治会 副会長	
	中原 菊江	下関市連合婦人会 理事	
	栗本 知恵	下関市ボランティア連絡協議会 理事	
	家根内 清美	男女共同参画ネットワーク下関さんしゃいん21 代表	
第3号委員 事業者等で 構成する団体 の関係者	古田 妙子	一般財団法人下関21世紀協会 理事	
	熊丸 俊司	株式会社コミュニティエフエム下関 代表取締役社長	
	木原 知子	社会福祉法人下関市社会福祉協議会 地域福祉課 地域支援係 係長	
	伊藤 彰	やまぐち県民活動支援センター センター長	会長
第4号委員 学識経験者	安富 綾子	山口行政書士会下関支部 監事・行政書士	
	金 恵妍	梅光学院大学 准教授	
	川野 裕一郎	東亜大学 教授	副会長
	竹内 裕二	下関市立大学 教授	
第5号委員 市職員	藤井 裕志	下関市豊浦総合支所総合支所次長 (前下関市市民部部次長)	

(3) 諮問

下 ま 第 1 0 0 7 号
令和7年(2025年)7月2日

下関市市民協働参画審議会
会長 伊藤 彰 様

下関市長 前田 晋太郎

下関市市民協働参画審議会への諮問について

下関市市民協働参画条例第17条第1項の規定により、下記の内容について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第5次下関市市民活動促進基本計画の策定について
- 2 令和6年度市民と行政・市民と市民の協働の取組(パートナーシップ)年次報告の評価について
- 3 令和7年度下関市市民活動支援補助金の審査について

以上

令和8年(2026年)1月7日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市市民協働参画審議会
会長 伊藤 彰

第5次下関市市民活動促進基本計画の策定について(答申)

令和7年7月2日付け下ま第1007号で諮問のあった第5次下関市市民活動促進基本計画の策定について、本審議会は下関市市民協働参画条例第17条第1項に基づき慎重に審議を重ねた結果、第5次下関市市民活動促進基本計画(案)は適当と認め、別添のとおり答申いたします。

9 第5次下関市市民活動促進基本計画【体系図】

第1章 計画策定の背景と趣旨

《背景》
社会情勢の変化、市民ニーズの複雑多様化による現行の地域課題の解決だけでは対応が難しい状況⇒多様な主体による協働のまちづくりの構築が求められる

《趣旨》
○下関市市民活動促進基本計画と下関市住民自治によるまちづくり推進計画の一本化
○第3次下関市総合計画の策定（令和6年度）

第2章 前計画の振り返り

〈第4次市民活動促進基本計画：令和3年度～令和7年度〉
評価⇒コロナ禍の市民活動の停滞から回復しきれていない。一方、活動への環境づくりは一定の成果が見られる。

〈第2次住民自治によるまちづくり推進計画：令和2年度～令和7年度〉
評価⇒まちづくり協議会への活動支援・財政支援・市民理解と参加の促進については地域間の活動の温度差により成果にはばらつきが見られる。

第3章 調査から見る現状と課題

【市民】
・市民協働参画の認知度は低い⇒幅広い参加を促す情報発信が必要
【市民活動団体】 【まちづくり協議会】
・活動の継続への不安⇒人材の確保と育成、相互の連携、財政支援が必要
【行政】
・市民協働参画関連施策・事業の実施の減少⇒市民協働に関する施策や事業の推進
・しものせき市民活動センターによる情報提供および活動や交流の場の創出への期待
⇒同センターの周知と機能強化

第4章 計画の基本方針と施策		第5章 計画の推進		スローガン：つながる手 広がる未来 夢かなう下関				
基本方針	1	幅広い市民活動への参加と協働への理解促進	2	市民活動を発展させる環境づくり	3	中間支援機能の充実～しものせき市民活動センターの機能拡大～	4	住民自治によるまちづくりの推進～地域における協働の推進～
	展開方向	★市民活動を促進する情報の収集及び提供	★市民活動の場の提供 ★市民活動を側面的に支援する助成制度の実施	★市民活動団体、まちづくり協議会、ボランティアアギルド等、各団体間のネットワーク化の促進	★市民活動団体、まちづくり協議会、ボランティアアギルド等、各団体間のネットワーク化の促進	★まちづくり協議会の運営及び活動への支援	★まちづくり協議会の運営及び活動への支援	
施策	具体的な施策	・参加・交流機会の創出 ・活動を発展させる支援	・情報共有・意見交換の仕組みづくり ・地域コデーネットワーク機能の構築	・まちづくり協議会の運営及び活動への支援 ・地域づくりの人材育成 ・自主財源確保の推進				



〈表紙デザイン〉
東亜大学大学院 デザイン専攻
ショウギトウ氏

第5次下関市市民活動促進基本計画

令和8年（2026年）3月

発行 / 編集：下関市市民部まちづくり政策課
〒750-8521 下関市南部町1番1号
TEL / 083-231-1261 FAX / 083-231-1809
Email / skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
<https://www.city.shimonoseki.lg.jp>